

○議事日程

令和4年6月19日(日) 午前9時00分開議

日程第 1・一般質問(10人、10項目)

○本日の会議に付議した事件

議事日程に同じ

○出席議員(12名)

1番 下山千津子	2番 佐々木昇
3番 武井正広	4番 前田せつよ
5番 茅沼隆文	6番 星野洋一
7番 井上三史	8番 山本研一
9番 石田史行	10番 井上慎司
11番 湯川洋治	12番 吉田敏郎

○説明のため出席した者

町長	府川裕一	副町長	加藤一男
教育長	井上義文	参事(兼)企画政策課長	田中栄之
参事(兼)総務課長	中戸川進二	防災安全課長	小玉直樹
財務課長	高橋清一	総合窓口課長	土井直美
税務課長	山口哲也	福祉介護課長	奥津亮一
参事(兼)子育て健康課長	小宮好徳	こども政策担当課長	田中美津子
街づくり推進課長	柏木克紀	区画整理担当課長	井上昇
産業振興課長	熊澤勝己	参事(兼)環境上下水道課長	井上新
参事(兼)学校教育課長	岩本浩二	生涯学習課長	高橋靖恵
会計管理者	石井直樹		

○議会事務局

事 務 局 長 遠 藤 直 紀 書

記 佐 藤 久 子

○議長（吉田敏郎）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これより令和4年開成町議会6月定例会議（第2日目）の会議を開きます。

午前9時00分 開議

○議長（吉田敏郎）

本日は日曜議会を開催しております。

なお、本定例会議においては、新型コロナウイルス感染防止のため、マスクの着用と着座での発言を許可しております。

それでは、本日の日程に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

質問の順番は、さきに抽せんで決定した順番で行います。

それでは一般質問を行います。持ち時間は1人30分の時間通告制で行います。なお、持ち時間より早く終了しても、お手元に送付してあります時間割表のとおり行います。なお、質問、答弁は簡潔にお願いをいたします。

6番、星野洋一議員、どうぞ。

○6番（星野洋一）

皆様、おはようございます。6番議員、星野洋一です。

通告に従いまして、1つの質問をいたします。

それでは、新庁舎の2年間運用の評価について問う。

2020年5月に日本初のZEB庁舎が開庁してから、運用期間が2年を過ぎました。新庁舎エネルギー使用量については、設計段階で79%、施工完了時に81%の削減を実現し、「Nearly ZEB」の認証を取得しております。令和2年度の運用実績においては85.5%の削減を達成し、令和3年度には気候変動アクション環境大臣表彰大賞を受賞しております。これからは、運用実績の検証により省エネの効率を上げていくことが必要であると考えます。

また、新庁舎開庁を機に始めたワンストップサービスの窓口などの利便性ソフトの面での充実、町民のサービスへの満足度向上は、どこまで進んでいるのか。町民のいろいろな意見が聞かれるが、しっかり対応してサービスの向上がなされていることが重要であると考えます。

よって、以下のことを質問いたします。1、令和3年度の庁舎エネルギー使用量はどのようになっているか、運用実績による削減量及びその影響は。2、町民へのアンケート調査結果の評価と今後のサービス向上への対応は。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

星野議員の御質問にお答えをいたします。

それでは、1つ目の質問、令和3年度の庁舎エネルギー使用量はどのようになっているか、運用実績による削減量及びその影響は、についてお答えをいたします。

庁舎はオール電化で、電気の使用量全体として令和2年度は24万4,415キロワットアワー、令和3年度は25万3,734キロワットアワーで、使用量は3.8%上昇いたしました。令和2年度は5月から供用開始しており、年間の通常の運用と比較した場合には、実質的には約1.2%の上昇と推定をしております。上昇の要因としては、新型コロナウイルスによる換気の対策や、令和3年10月の衆議院選挙などにより電気使用量が増加したと考えております。

また、ZEBの認証に係る建物の省エネルギー性能の指標で比較いたしますと、当該建物を標準的に使用した、採用した場合のエネルギー消費量、機能に対して、令和2年度は85.5%の削減、令和3年度は87.5%を削減することができ、ZEBの効果として削減率は2%上昇いたしました。この削減は、省エネルギーの性能を最大限に発揮するように空調機器等の運用を改善した結果であります。

ZEBに関する設備等により電気使用量の一定の削減は図られておりますが、業務等の関係で設備の運用に影響があるため、日頃からOA機器の電源オフの徹底など、職員の個々で行える取組により電気の使用量の削減に努めているところであります。

そして、エネルギー使用量の削減における影響では、ZEB化のメリットである健康・快適性の向上があります。建物の断熱等の性能や高性能な空調設備によるZEB化により、エネルギー消費量を抑えながら快適性や知的生産性といった建物内の空間の質を向上させることで省エネと快適性の両立であります。令和2年5月の供用開始以降、職員を対象に夏季、冬季の温度の感じ方の環境の満足度のアンケート調査を行い、空調機器等の運用改善で参考にしております。職員アンケートの結果から、現状、おおむね良好な室内環境であると認識しており、今後も来庁者や職員が、より利用しやすい室内環境の向上に努め、ZEBの相乗効果を高めてまいります。

次に、2つ目の質問の町民へのアンケート調査結果の評価と今後のサービス向上への対応は、についてお答えをいたします。

令和2年5月に新庁舎が開庁し、それに合わせて、ハードだけではなくソフト面においても窓口サービスの向上を図るため、庁舎1階に窓口部門を集約したワンストップサービス方式を導入いたしました。ワンストップサービスの基本は、来庁者に利用しやすく、分かりやすく、早くて丁寧、親切な窓口の実現を目指すことあります。そのため、来庁者の対応についてマニュアル化するだけではなく、来庁の用件を迅速に理解し適切に対応することが大切であり、対応する職員のスキル向上のため計画的に研修を実施しております。

職員の対応スキルの効果を測定するため、平成29年度から第三者による覆面診断を実施しており、新庁舎での業務開始以後、初めて実施した令和4年1月の結果では、対応スキルは格段に向上したとの評価をいただきました。また、昨年11月

には来庁者の方に窓口サービスのアンケートを実施して、8割の方が窓口全体のサービスに「満足」、「やや満足」との回答がありました。窓口対応で旧庁舎のときとの比較では、一部の方からは庁舎の雰囲気や窓口サービスに「不満足」との回答もありましたが、全体的には「受付がスムーズだった」など好意的な意見を多数いただき、窓口サービスに対する満足度は高い結果でありました。このアンケート結果については、全職員が情報共有し、意識啓発を図り、一層の接遇の向上に努めているところであります。

さらに、窓口での証明書手数料等の支払い方法では、この6月からキャッシュレス決済を導入し、より来庁者の利便性を高めております。

ワンストップサービスについては、新庁舎の開庁から、1階の各課所属長により適宜、具体的な事務の流れの調整や各部署の連携を強化するなど課題や問題点の改善に取り組み、来庁者の満足度の向上に努めております。

窓口サービスの満足度を検証するため、今年1日から14日まで、時期を変えて再度アンケートを実施いたしました。来庁者の貴重な意見であるアンケート結果を踏まえ、さらに改善を図り、窓口サービスの向上につなげていきます。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（吉田敏郎）

6番、星野議員。

○6番（星野洋一）

一定の答弁、ありがとうございました。それでは、再質問をさせていただきます。

令和3年度の新庁舎のエネルギー報告の中でも、空調、令和2年度と比べてかなりの減り方になっております。数字的にいうと、令和2年度が空調では911.8GJ/年間という単位でしょうか、令和3年度は、それが891.5まで下がっております。換気等も、令和2年度では61あったのが、令和3年度は先ほどコロナ関係の影響もあるということで66.4%、66.4に少し上がっている状態です。照明においては、これはほとんど変わりなく、その辺のところの変化は少ないのかなと読み取っておりますが。

基本的に、先ほど答弁の中でも説明がありましたように、開成町の建物は、令和2年度は全般的には85.5%の削減から令和3年度は87.5%を削減するということができ、昨年度は削減率が2%の上昇ということになっております。

これを踏まえ、現状、新庁舎はZEBに限りなく近い建物でして、「Nearly ZEB」というのをいただいているということです。再生可能エネルギーの年間一次エネルギーの消費量をゼロに近づけた建物と、これは、なっていると認めてもいいのではないかなと思っております。これにより二酸化炭素、これのみなし削減量も、令和2年度では228.06トンから令和3年度は233.44トンというふうに進んで、脱炭素社会を目指す目的に十分かなったものではないかと考えております。

電気使用量について、答弁の中でもありましたが、OA機器の影響が出ることが

純粋な建物の消費エネルギーとしてはちょっと削減が難しいところもあるのではないかと思います。年間運用を検証してこのような削減量になったと思っておりますが、このままの実績が積み上がって、これから、これ以上の伸び代はまだあると町では考えているのか、その辺のところをお教えいただけますでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

財務課長。

○財務課長（高橋清一）

お答えします。

今現在、令和2年5月からの運用開始以降、様々な形の中で運用の改善を図り、ZEBの効果を発揮するため取組を進めているところでございます。その結果、一次エネルギーといわれるものについては2%の上昇、ただ、全体としては約1.2%の実質の上昇というような傾向が見られました。どうしても全体量というところにおいては、やはり業務の関係、また役場庁舎の利用の状況等によりまして、エネルギー消費量というのはどんどん増えていく傾向があると。町長答弁にもございましたけれども、様々なOA機器が増えていく、また人が増えていくということになれば、それに対してエネルギーが必要となるというところがございます。

ただ、それについては、徹底して電源オフという形を取った中で、そこも抑えていくという取組をしている中で、今、現状でいうならば、ZEB化については、ほぼ、いいところに来ているのかなど。いいところというのは、ある程度、削減については、ZEBの効果を最大限発揮しているのかなど考えてございます。

ですので、令和3年度、いわゆる3年目に入った今年について、より一層の研究を進めた中で、今後の運用のある程度標準的なものを設定した中で、その効果を持続していくという考え方、そして、電気量全体については、今後導入される機器等についても省エネルギーとか、そういった配慮をしつつ、できるだけ増加については抑えていくというところで考えているところでございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

6番、星野議員。

○6番（星野洋一）

OA機器、その他、物によって、これ以上、なかなか下げることは難しいのではないかなということをお話いただいたと思うのですが、しかし、基本的に空調、その他、換気等で大分、省エネが図られているので、できるだけこれを維持して、これ以上増えないような形を取っていただきたいなと思っております。

今年度に限れば、先ほど言ったようにコロナのことがありましたので、今年度というか、2、3にかけて、だから、私としてはコロナが収まれば空調のほうも、もう少し改善されるのかなと考えてはいるのですが、それは大幅なというか、コロナが終わったからといって、そんなに極端に空調が変わるということはないのでしょうか。その辺、1点だけ、お願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

財務課長。

○財務課長（高橋清一）

お答えします。

コロナ対策ということでは、換気の関係、送風のことを、より多く行ったというところがございます。これについても一定の上昇はあったと思うのですが、そもそも的に役場庁舎に入れている機械というのが全体的に高性能と、省エネタイプというものがございますので、コロナ後の運用に関しても、状況を見た中でいくと、大きくは減ることはないのかなと思いますけれども。ただ、実質的に、環境の質を維持しつつ、どこまでできるかというものについては、そこはよく見ていきたいと考えているところがございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

6番、星野議員。

○6番（星野洋一）

6番、星野です。

なかなか換気のことについては、空調、換気、これ以上は難しいのかなというお話がありましたけれども、先ほど言ったように、今のところを最大限生かし、このまま維持して、できるだけ削減していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次の質問といたしましては、実は、令和3年度の新庁舎エネルギーの報告の中で、12月から庁舎や町民センターに供給される電気について、再生エネルギー100%の電力プランに変更したという説明がなされていたのですが、これのことについて、もう少し詳細をお教えいただけますでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

財務課長。

○財務課長（高橋清一）

お答えします。

こちらについては、役場庁舎で使用する電気の前、こちらについては再生エネルギーというところで、電力会社と電気事業者からの購入に当たって、電気の発生する元としては太陽光等の再生エネルギーというものを100%、役場庁舎で使用させていただくという協定を結んだ中で使用を開始しているということでございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

6番、星野議員。

○6番（星野洋一）

この中の説明の一つとして、使用量が令和3年度は前年に比べて33点、ああ、失礼、3万3,260キロワット、1万5,044円増加になりましたとありまし

て、使用料1キロワットが7.83円増加していると記載されていまして。昨今、新電力の変更による、かなり負担の増加が出ているという話も聞きますので、それに関して電力会社、再生エネルギーですか、それが大きくこれから影響するというようなことがあり得るのかどうか。それについて大変心配に思っていましたので、それはどうなのでしょう。お教えいただけますでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

財務課長。

○財務課長（高橋清一）

お答えします。

昨今、いろいろな世界的な情勢の中で、電力料金が上がっているということも耳にされていると思いますけれども、現実的に役場庁舎に係る電気料金についても単価が上がっているという傾向がございます。

その中で、再生エネルギーについて、今後、役場庁舎の使用が100%そのまま維持されるかという部分で考えるならば、今、現時点について、電気事業者からの供給に当たって、そういうような心配があるとか懸念があるということは聞いてございません。今、現時点については、特に問題はないかと考えておりますけれども、ただ、やはり電気料金、エネルギーの問題については世界的な問題として大きなところで出ておりますので、そういったものについては、よく注視しながら、何かありましたら、そこは適宜対応していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

6番、星野議員。

○6番（星野洋一）

6番、星野です。

今のところは、現状、大丈夫である。これから注視しなくてはいけないということの答弁をいただきましたので、世界的にエネルギー問題はなかなか難しいところがあるかもしれませんが、できるだけ、これより増えないような形で対応をよろしくお願いしたいと思います。

それでは、次の質問をいたします。

答弁の中でいただいておりますが、職員に対して冬季、夏季、両方に環境満足度調査をしているということで、おおむね良好という答弁をいただいておりますが、これは役場が横に広く、環境的には広くてスペースが広く、また、あと、1、2階があるのが現状でして、その点、全般的な調査的には結果的に大きな温度差が発生しているのかどうか。おおむね満足ということになっておりますので、その辺は心配要らないということよろしいでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

財務課長。

○財務課長（高橋清一）

お答えします。

庁舎の室内環境のアンケートの結果で、おおむね良好。これについて具体的に申し上げますと、おおむねというのは問題ないというようなこと、また良好であると感じた方が全体の8割、9割という、ほぼ、全体的には特段問題がないという形の中で過ごされているというところではございます。

ただ、庁舎全体、一部については広い、また天井が高いとか、いろいろな部分がございますので、一部の方に関して、やはり感じ方として例えば足元が寒いとか、そういった部分。いろいろな部分で、なかなか、全部の方が一致して良好だという回答はなかなかいただけていないというところがございます。

ただ、そういった部分については、よくよく調査分析した中で、改善が図れるところについては、やっていきたいと。それに向けて、また今年度、令和4年度についても調査を進めて研究を進めていくというところではございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

6番、星野議員。

○6番（星野洋一）

了解いたしました。まだまだ、若干、そういうのが残っているということで、これは研究していただいて、できるだけ、それに対応する状態をつくっていただければなと思います。特に、職員の方のほうからも快適性とか知的生産性、そういうものに関わることなので、できるだけよい環境をつくり出していくことを心がけていただければうれしく思います。

私の気持ち的には、よい庁舎で、よい環境の職員を、環境、場所をつくって、これから「開成町に就職したいんだよ」とか、そういうときに、ほかの自治体に比べても開成町は負けていないのだ、開成町に就職したいよと、そのくらいよいものをつくっていただければ本当に私はうれしく思いますので、その辺のところをやはり職員の方のことも考えて、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、町民に対するアンケートについて、こちらにお話を進めていきたいと思いますが。

ああ、すみません、その前に。今の環境調査において、来庁者に対する町民の方とか、そういう方に対してのアンケートというのは、これは実施しておりますでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

財務課長。

○財務課長（高橋清一）

お答えします。

執務環境の感じ方について、来庁者の方へのアンケートというのは特に行っておりません。日常いる職員の中で一定のものは確認できるのかなというところで思っております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

6番、星野議員。

○6番（星野洋一）

分かりました。

それでは、町民へのアンケートの調査結果の評価と今後のサービスの対応はということについて、お伺いしたいと思います。

これについて、対応スキルの効果を測定するために第三者の覆面診断を実施しているということですが、これ、何回ぐらい年間やっているのかとか、その辺の詳細をもう少しお教えいただけますでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（中戸川進二）

ただいまの質問にお答えいたします。

覆面診断の頻度ということでございます。覆面診断につきましては、研修等の効果測定という意味合いの中で行ってございます。特に、研修につきましても、新庁舎の令和2年の供用開始に合わせまして、平成29年度から重点的に接遇力の向上という意味で取り組んでございます。

その後、効果検証として覆面診断を行っているわけなのですが、平成29年度から、おおむね3年に一度程度のペースで節目節目で行ってございます。直近では、令和4年1月に実施したといった状況でございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

6番、星野議員。

○6番（星野洋一）

6番、星野です。

29年より、3年に一度。直近では令和4年1月ということで、そのときにおいて大分よい成果だったということは先ほどの説明でもいただきましたが。やはり、調べているという感じでいつも見られていると、緊張、緊張というのかな、分かるかと構えてしまって、なかなかそういう本質が見えないのですけれども、こういうふうに覆面調査ということでやれば、実際、どのようなことか大変よく分かりますので、3年に一度と言わず、できるだけ、もう少し多い頻度でやってもよいのかなと私は感じますけれども。それで、よい答えが出てきているので、これからはしっかりとその辺をやっていただきたいと思っています。

それでは、昨年11月にアンケート、町民に対して実際したところでということがございますが、これ、アンケート自体は年間何回ぐらいやられているのか、これからやっていくのか、その辺のところを少しお教え願えますでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

総合窓口課長。

○総合窓口課長（土井直美）

町民へのアンケートということでございますけれども、新庁舎になってから町民に対しての、町民の方に対してのアンケートは初めてでございました。それが11月に初めて実施いたしまして、時期を変えて、今回、6月にもやったところでございまして、新庁舎になってからは2回やってございます。

それから、今後でございますけれども、今回は旧庁舎と比べまして新庁舎がどうだったかということの設問等もございましたので、必要とあらば内容等を変えていきながら、またアンケートを行っていただければと考えてございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

6番、星野議員。

○6番（星野洋一）

6番、星野です。

11月が初めて、今年の6月で2回目ということで。私、アンケートの中で一つ、もうちょっと考えてほしいと思っているのは、基本的に何月から何日までアンケートいたしますよという感じでアンケートを実施していると思うのですが、これで行くと、職員の方も当然、アンケートされているなということが分かっているので、なかなか対応的に慎重になって、ふだんの状態ではないのかなみたいに思ってしまうところがあって。よくスーパーで行われているような、年間を通してずっと置いておいて、「これに意見を入れてください」みたいなやり方のほうが現実に近いようなものが見えるのかなと思っているのです。

私もちょっと町民の方から聞いたところでは、ある対応をしてもらったときに、職員の方は終わったと思って、そのまま「これで終わりですね」という感じで町民の方に接していたのですが、実は、町民の方は終わったことすら知らなくて、ずっと待ってしまった。まだ、これから、「大分待ったのですが、これでいいのでしょうか」みたいなね。後から言って分かったみたいなことがあって、終わっていたのだよということを知ったということを知ったことがあります。それについて、本人は、やはりなかなか職員の方に「え、そうだったのですか」みたいなことは言えなかった。

そういうこともあるので、年間を通して、そういうふうな言葉を、「こういうことがありました」、「こういうことになってしまっているの、もうちょっと注意してほしいかな」みたいな、そういう意見を入れるところを作ってほしいなと考えているのですが、その辺に対してはいかがでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

総合窓口課長。

○総合窓口課長（土井直美）

今回はアンケート、期間を設けて実施してございました。ふだんの御意見に関し

ましては、目安箱のようなものとか、特に設置はしてございませんけれども、ホームページ等で皆様からの御意見というようなことを日々、いただくこともございますので、そちらでお気づきの点とか御意見がございましたら言っていただければというのがありますので、そちらでと考えてございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

6番、星野議員。

○6番（星野洋一）

6番、星野です。

いろいろな方法があると思いますが、できるだけ町民に対して分かりやすい窓口であってほしいし、町民の方が、すぐに、うまく対応して、負担なくできるような対応をこれからもお願いしたいと思っていますので、その辺、よろしく願います。

全般的に、地球温暖化の対策のために、脱炭素社会の実現を目指すために、これからも町内外に誇れる低炭素型の庁舎として進んでいってほしいなと思います。

また、ソフト面としてもワンストップサービスのこれからもっともいい充実で、最も大切な町民へのサービスの充実を、より充実をお願いして今回の質問を終わらせていただきます。

○議長（吉田敏郎）

これで、星野議員の一般質問を終了といたします。

続いて4番、前田せつよ議員、どうぞ。

○4番（前田せつよ）

皆様、おはようございます。議員番号4番、前田せつよでございます。

通告に従いまして質問をさせていただきます。ひとりに寄り添う新たな防災・減災の施策を。

近年、風水害や地震等の災害が各地で発生し、地方自治体による適時・適切な防災・減災対策が一層求められております。よって、次の項目について問いたいと思います。

1、「災害ケースマネジメント」の構築を。災害ケースマネジメントは、被災した一人ひとりに寄り添い、何が困っているのかを聞き取り、その上で保健師、弁護士や建築士などの専門職と連携し、個々の課題に合わせて様々な手だてを講じて生活再建をサポートする仕組みでございます。この仕組みを構築することが重要であると考え、質問いたします。

2、子どもの生命を守るために防災ヘルメットの配備を。子どもの成長に合わせて使用できるコンパクトな折り畳み式ヘルメットが市販されております。現状の防災頭巾では、災害時に鋭利な落下物などから頭を十分に保護することができず、さらに防災頭巾の特徴から頭に熱がこもり、人の声も聞こえにくく、頭にしっかりと固定されていないため視界を遮り歩行を難しくする場面もございます。

私は、2017年3月定例会議の一般質問において、子どもの防災ヘルメットの支給を提案いたしました。その際の町長答弁では、今後、検討事項として近隣も含めて調査しながら考えていきたいという御答弁でございました。町の御見解を伺います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

前田議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、「災害ケースマネジメント」の構築を、についてお答えをいたします。

災害ケースマネジメントは、被災者が抱える多様なニーズを解決するため、被災者の状況を戸別訪問等で把握し、関係機関が連携をして生活再建など必要な支援を行う取組として2011年の東日本大震災で仙台市が初めて導入した制度であり、被災者一人ひとりに寄り添った有効的な取組であると認識をしております。

また、2016年の鳥取県中部地震では、発生から1年以上たっても自宅の修理が完了しない世帯が多数ありましたが、建築士を派遣し限られた予算での簡易修繕を後押しした例など、専門分野が異なる官・民が連携し、災害ケースマネジメントを用いた支援が行われた事例もあります。

このように、災害ケースマネジメントは被災者の生活復興に大きな効果があることから、全国的に公平かつ確実に財源をもって安定的に実施できるよう、全国知事会の令和4年度国の施策並びに予算に関する提案要望や、各県弁護士会などの各団体から国に制度化を求める要望や声明が多く出されております。

現在、開成町では、このような仕組みはありませんが、町地域防災計画では、大規模な被害が発生した場合、被災者の様々な生活上の不安の解消と生活再建に向け、神奈川県と連携して臨時災害相談所を開設し、総合的な相談活動を実施することとしております。相談に当たっては、神奈川県をはじめ関係機関、専門家の協力の下、総合的に行うこととしております。神奈川県では、大規模災害時に被災者が多方面から支援を受けられるよう様々な業種、専門家と協定を締結し有事の際に備えており、開成町も神奈川県が締結している協定を活用し被災者支援に対応したいと考えております。

相談支援内容が多岐にわたる災害ケースマネジメントを構築するためには、多くのマンパワーや様々な分野の専門家の協力が必要になることから、町単独で取り組むというより、広域的な取組を構築することで的確かつ幅広い対応が可能となり、早期解決、生活再建等を支援することができると考えております。現状では、神奈川県と連携した被災者支援を第一に考えております。

次に、2つ目の子どもの生命を守るために防災ヘルメットの配備を、についてお答えをいたします。

東日本大震災から丸6年を迎えた平成29年3月議会の一般質問において、園児、

児童・生徒に対して折り畳み式の防災ヘルメットを取り入れたらどうかの提案をいただきました。一般質問での議論におきましては、町からは、幼稚園や学校施設の飛散防止対策が完了していることや総合的に活用範囲が広く機能的である等の理由から、当面の間、現行と同様に保護者に御用意いただいている防災頭巾を使用していくとするとともに、ヘルメットと防災頭巾の併用についても検討するとお答えをいたしました。

現在も、園児、児童が使用している防災頭巾につきましては、落下物から頭を守る機能だけを見ればヘルメットよりも衝撃吸収性に劣る部分はありますが、頭部だけではなく顔や肩までを火災の火の粉や飛散したガラスから守ることができる利点のほか、東日本大震災でも防災頭巾が防寒具や枕代わりとして効果を発揮したという事例もあります。

また、子どもたちが平常時と非常時を分けずに日頃から災害に備えている状態を保ち、防災意識を持ち続けられる環境づくりにおいても防災頭巾が好例とされることなどから、これまで同様に幼稚園、小学校においては防災頭巾を使用していきたいと考えております。

防災頭巾の使用と並行してヘルメットの導入につきましては、災害の備えとして子どもたちの命を守るために必要な施策についてトータルで考え、町、学校、家庭、それぞれの役割分担や費用負担の在り方、より効果的な環境整備、備品配備などについて、令和5年度以降の予算査定の過程において協議を進めてまいります。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

4番、前田議員。

○4番（前田せつよ）

4番、前田せつよでございます。

一定の答弁をいただきましたので、再質問に入らせていただきます。

災害ケースマネジメントは、一人ひとりに寄り添った有効な取組であるとの御答弁をいただきました。共通認識をいただいたということを前提に、質問を続けさせていただきます。

さらに、御答弁では、現状、町は災害ケースマネジメントの仕組みはないが、神奈川県と連携した被災者支援を第一として考えているという御答弁でございました。私は、このたび、この質問を行うに当たり、県にも様々、お伺いをいたしました。県としては、町に対して災害ケースマネジメント構築の出前相談を対応しますよと。そして、専門職である弁護士会、行政書士会、そして建築士会の派遣もいたしますというお話でございます。

そこで、御質問いたします。本町といたしまして、災害ケースマネジメントを構築するために、第一歩として、例えば、水害を想定して小さな地域をモデルに取り組んでみるお考えはいかがでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

防災安全課長。

○防災安全課長（小玉直樹）

それでは、ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

今、小さなモデル地域を設定してというような形で推進してはどうかという御質問でありましたが、ちょっと被災者支援とは違うのですが、現在、開成町では社会福祉協議会で実施しております、日常生活において支援が必要な高齢者を対象とした、そういったような議員御存じかと思えますけれども事業があります。実際、幾つかの自治会ですとか老人会で活動を行っているという状況でございます。このような地域住民が主体となって取り組む助け合いですとか支え合い活動、こういった活動も防災的に言えば共助として災害時の重要な担い手になると考えているところでございます。

いずれにしても、被災者支援は個別の被災状況をしっかりと把握することが重要であると考えておりますので、これからも社会福祉協議会ですとか関係機関と情報共有や連携強化を図っていき、結果として誰一人取り残さないというSDGsの理念に基づきまして、災害時に被災者一人ひとりが抱える個別の課題に寄り添っていけるよう伴走型支援の取組につなげていければと、このように考えているところでございます。

○議長（吉田敏郎）

4番、前田議員。

○4番（前田せつよ）

災害ケースマネジメント、既に、全国を見回してみますと8つの事例がございます。その8つの事例の内訳を見ますと、市としては3、町としては同じく3つ、そして、今、課長の御答弁があった小さな単位、地区という小さな単位で1つあって、あとは県が1つ、トータル8事例がございました。

このことを踏まえて、ただいま御答弁がございました社会福祉協議会を中心とした形で行うと。従前、行っていらっしゃるところでございますが、今、御紹介した8事例のうちの倉敷市さんの小さな地区、一地区の部分の災害ケースマネジメントの内容を拝見いたしますと、社会福祉協議会以外、県の後方支援組織とも連携しながら、避難した方、そして撤去した世帯も含めて、戸別訪問、見守り相談支援ということで、さらに掘り下げた形の事例、先進事例でございました。

現状、今、御答弁いただいたものから、もう一重、やはり踏み込んだ形で、一人ひとりというターゲットを基に災害ケースマネジメントを構築するために、もう一歩、深くお進みするという、持っていきたいということはいかががでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

防災安全課長。

○防災安全課長（小玉直樹）

それでは、お答えします。

初めに、前田議員のほうで神奈川県でも出前講座を実施するといった話がござい

ました。また、今年度、内閣府では、災害ケースマネジメントの標準的な取組方法ですとか活用可能な制度等をまとめた手引書を作成する予定であるといった話がありますので、まずは災害ケースマネジメントのノウハウを私自身も含めた中で習得していきたい。また、防災講座とかがありますので、そういったような中で防災講演会で災害ケースマネジメントをテーマとした講演会などを実施して町民にも啓発を図っていく。そういったところから、まずはスタートしていきたいと考えているところでございます。

○議長（吉田敏郎）

4番、前田議員。

○4番（前田せつよ）

4番、前田でございます。

今、早速、こういうふうに取り組みたいという御答弁をいただきました。先ほど来、私が御紹介いたしました国内で8つの事例、本当に「残念なことに」という言い方はどうか分からないのですが、その8つの事例の県、市、町地域は、全て被災経験のある自治体さんの取組事例でございます。今の課長のお話を聞きまして、被災経験のない開成町が災害ケースマネジメントの構築の第1号として国内外に御紹介されるような、そういう取組を展開していただきたいというふうに希望させていただきます。

若干、1点戻りまして、本町は県が締結している協定を活用したいという最初の町長答弁にございました。実際、県にはどのような協定があって、その運用が一目瞭然で分かるような形で、本町にいる全ての職員が分かるような形で、「さあ、一大事」となったときに、しっかりと図式化して、県に対してどのような締結を持っているから、それを協定としてうちの町は使えるのだというようなものを、いわゆるフローチャートのような形のものもしっかり作っていただきたいと考えているところでございますが、いかがでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

防災安全課長。

○防災安全課長（小玉直樹）

ただいまの御提案については、しっかりと災害ケースマネジメントを取り入れるかどうかも含めた中で検討していきたいと思っております。

また、県の協定というような話があったのですが、どういったような協定があるかといいますと、例えば、先ほど町長の答弁でありました鳥取県の事例のような災害で壊れた家が直せないまま生活しているケースの場合、神奈川県では神奈川県の建築士会と災害時における住宅再建に係る相談業務に関する協定書というのを結んでおりまして、建築士による窓口相談や電話相談のほか、被災住宅の現地巡回相談というのも協定内容に含まれておりまして、一日も早い住宅再建を支援する取組というような形の中で、これ以外にも様々な専門分野との協定を締結している、こういった状況でございます。

○議長（吉田敏郎）

4番、前田議員。

○4番（前田せつよ）

今、様々な協定内容の例も含めて御答弁いただきました。先日、NHKを見ておりましたら、防災マップにつきましても3D防災マップということで、岡谷市さんはデジタルツインということで、1件、1件という、1つ、1というものにこだわった形でAIが学習するためにデジタルツイン、3D防災マップというものが先進的に開発されて動き始めているということでございますので、本当に1件のその先の1人というものをターゲットにした形の防災・減災の対策を推し進めていただきたいと思ひまして、1つ目の質問はこれで終わりにさせていただきます。

それでは、子どもの生命を守るために防災ヘルメットの配備をとということに移らせていただきます。

ヘルメットにつきましては、災害の備えとして子どもたちの命を守るために必要な施策をトータルで考え、町、学校、家庭、それぞれの役割分担や費用負担の在り方、より効果的な環境整備や備蓄品等として、令和5年度の予算策定の過程において協議を進める、過程において協議を進めるという御答弁でした。私は何とも歯切れが悪くて、一体、防災ヘルメットについて、どこまで掘り下げて考えたのだろうか。この辺、本当に町民のお声を聞いているのかなと、厳しいような物言いでございますが、大変に疑問でございます。

実は、本日、議長に御許可いただいておりますのでお知らせするのですが、これは4年前の開成南小学校の広報誌でございます。この広報誌が防災特集をしております。ちょっと文字が小さくなるのですね。この中で、保護者会の皆様が防災特集、特に、防災頭巾とヘルメットについてのメリット、デメリットも表にして、当時の4年前の開成南小学校の保護者さんがどのようなお考えだったかということが吸い上げられたPTAの広報誌でございます。ここのまとめ、ここのまとめの部分を読まさせていただきます。

防災頭巾とヘルメットでは、それぞれ一長一短あります。どちらも市販品では性能のばらつきがありますが、頭巾の場合は長年、座布団として使用したときの性能低下が著しいことが懸念されます。値段的には大きな差がないことを考えると、将来的には松田町さんのように町から防災ヘルメットが支給されることを願いたいのです。保護者準備の現在、今後は頭巾とヘルメットのどちらでも選択可能、両方を備えても可とするなども考えられます。子どもたちの安全を考えて、より安全なもの、実用的なものは何かを話し合っていく必要があるのではないのでしょうか。このようなものが特集で出されました。

ただいまの声が4年前のPTAの広報誌でございました。これを踏まえて、再度、御答弁願います。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

すみません。今、4年前のその件については、ちょっと承知をしていなかったのですけれども、前回、前田議員から質問を受けたときに、ちゃんと検討しますよということの中で、やはり、いろいろ調査をすると防災頭巾のほうが有効性が高いという認識の中で、ヘルメット導入は今までしてこなかったということで。来年度予算の中で、その辺は改めてもう一度、有効性も含めて、経済性も含め、保護者の皆さんの負担も含めて、全てトータルの中で改めてもう一度協議をしていきたいということの中の答弁をさせていただきました。

5年度、何もしないというわけでもありませんし、もしかしたらしないかもしれませんが、今の情報については、すみません、知らなかったということで、改めて、その辺、もう少し保護者の皆さんの御意見はちゃんと聞いてみたいなどは思っております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

4番、前田議員。

○4番（前田せつよ）

4番、前田でございます。

町長から、大変前向きな御答弁をいただいたということだったというふうに期待感を持ってお聞きをいたしました。

この4年前の「開成南第25号」という広報誌が発行されたのが、先ほどお話しした、私が子どものための防災ヘルメットの質問をしてちょうど1年後に、このようなPTAの広報誌が出されたと。やはり、その辺は、今、町長がおっしゃったように、町民の方、それから保護者の方のお声も十分聞き取りながら、しっかりと、それをテーブルに上げて議論をさせていただいて、やはり一人ひとりに寄り添う防災・減災という部分の視点で子どもの命を守る施策展開をやっていただきたいと。

やはり町政全てにおいて、このことに限らず、誰一人置き去りにせず、一人ひとりに寄り添う町政の運営を図られますよう求めまして、私の一般質問、今回、2つ提案をさせていただきました。これで終わりとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（吉田敏郎）

これで前田議員の一般質問を終了といたします。

暫時休憩といたします。再開を10時15分とします。

午前9時55分

○議長（吉田敏郎）

再開します。

午前10時15分

○議長（吉田敏郎）

引き続き、一般質問を行います。

9番、石田史行議員、どうぞ。

○9番（石田史行）

皆さん、おはようございます。9番、石田史行でございます。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきたいと思っております。富士山噴火への備えを問うということでございます。

富士山の大規模噴火で被害や影響が見込まれます神奈川県、山梨県、静岡県、3県などは、本年3月30日に関係機関を交えた富士山火山防災対策協議会を開催しまして、2014年にまとめました現行の広域避難計画に代わりまして、現在策定中の仮称であります富士山火山避難基本計画の中間報告を行ったところでございます。

この報告によりますと、過去のいわゆる火口の位置などに関する最新の知見を反映させた富士山ハザードマップ、これは昨年3月に改定されたものですが、この富士山ハザードマップで噴火の影響範囲が大幅に広がったということ踏まえまして、避難方法の根本的な見直しが必要と指摘し、新たな避難計画の検討概要を公表したところであります。

検討概要によれば、最短で噴火から5日と8時間後には溶岩流が到達すると想定される当町を含め、神奈川県西部の7市・町の住民について、渋滞を回避するため徒歩の避難を原則としつつも、地域の事情に応じてマイカーでの避難も可能とする案が示され、2022年度中、今年度中の策定を目指すとのことでございます。

そこで、当町としても最悪の事態を想定し、県や富士山火山防災対策協議会との調整をはじめ、広域避難要領の具体化、広域避難に関する訓練などを行い、有事に備え早急に準備を進めていく必要があると考えますが、町長の見解を伺いたいと思います。

では、答弁、よろしく申し上げます。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

石田議員の御質問にお答えします。

富士山火山広域避難計画検討委員会の中間報告では、富士山ハザードマップ改定により避難対象エリアが広範囲に拡大し、避難者対象人口が大幅に増加したことに伴い、逃げ遅れゼロを目指し安全に避難できる可能性を最大化するため、避難手段の見直しや避難行動要支援等の避難対策について火山専門家を中心に検討を行ったものであります。

中間報告では、溶岩流が3時間以内に到達するおそれがある富士山周辺の山梨県及び静岡県内の居住地域を想定した検討結果であり、噴火による避難により深刻な渋滞が予想される地域においては、避難行動要支援者の避難を最優先に道路使用をさせるため、一般住民は徒歩での避難を原則とすることを基本的な考えとして示されたものであります。

溶岩流の流出後、時間的余裕がある開成町を含む県内7市・町については、噴火後に溶岩流の流下方向を確認し、流下による孤立地域が生じないように、避難路や避難所の設置を改めて検討することとなっております。

(仮称)富士山火山避難基本計画が目指す避難の基本的な考え方は、命を守るための避難を優先し、暮らしを守るための避難についても可能な限り配慮するものとしております。町民の命を守るための避難を最優先に考えると、開成町の場合、町外への広域避難が不可欠であることから、広域避難先等を定めた町避難計画の策定に向け既に着手をしております。

現行の富士山火山広域避難計画では、市町村区域外への広域避難者の受入市町村、地域が山梨県及び静岡県では示されており、受入市町村の調整は県が行うこととなっております。今後も引き続き神奈川県に対して広域避難先となる受入市町村や避難路、交通手段確保の調整など早急な対応を要望するとともに、(仮称)富士山火山避難基本計画策定後は速やかに町避難計画を策定する予定であります。

令和4年度においては、6月22日、25日、27日の3日間、まちづくり町民集会を開催し、神奈川県とともに富士山ハザードマップの改定及び中間報告の概要等について説明を行い、富士山噴火の特徴や正しい知識を周知し、いざというときに的確な行動がとれるよう理解促進を図ってまいります。

神奈川県においても、引き続き関係市・町、関係機関とともに広域避難についての検討を進めていくほか、神奈川県版富士山火山防災マップの作成、火山活動活発化を想定した情報伝達訓練等を予定しているところであります。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長(吉田敏郎)

9番、石田議員。

○9番(石田史行)

9番、石田史行でございます。

町長から一定の御答弁をいただきまして、ありがとうございました。

富士山噴火のことに关しましては、同僚議員がちょうど1年前に質問して、それから大分時間もたっておりますので、改めて町の考え方を伺いたいと思っております。

私も最初に申し上げましたが、噴火から最短で5日間と8時間後には開成町に到達し、そして、想定ですけれども、およそ2週間とちょっと、18日後ということですが、2週間とちょっとで開成町全域が溶岩流に覆われるという非常に衝撃的な想定が初めて示されたということですが、町長に伺いたいですけれども、これに対して、まず町長はどうお感じになったのかということと、そして今後、何を最優先にして進めていきたいとお考えになられたのか、伺いたいです。

○議長(吉田敏郎)

町長。

○町長（府川裕一）

今回の中間報告が開成町に大きな影響を与えるということで、大変な報告書が出たなど最初は認識しております。まさか開成町に溶岩流が、最悪の場合、到着するという内容でありますので、その最悪の事態、万が一という本当に確率的には少ないのですけれども、最悪の事態を想定しながら、開成町の全町民をどこかに避難してもらわなくてはいけないわけですので、相当大変な状況だと。なかなか町単独でできる話ではなく、もちろん県といろいろな協議をしながら避難先の確保に向けて今、調整をしているところであります。

まちづくり町民集会でも、今後、3日間行いますけれども、県の状況、町の話、様々な中で町民の皆さんに今の現状というものを、富士山火山の報告の内容について、きちんと御理解をいただきながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

9番、石田議員。

○9番（石田史行）

ただいま町長に現在の富士山噴火に対する率直な御認識を伺ったところでございます。これから、まちづくり町民集会等で町民の方にも随時説明をされていくということでございます。しっかりと説明していただきたいと思ひますし、これは冷静な議論が私は必要ではないかなというのが、まず第一に思っているところでございます。

ただ、そうは言いながらも、最悪の事態とはいえ、今、いろいろな、本当に、まさに想定もしていないことが次々と起こる時代でございます。例えば、東日本大震災も、当初、国が想定していた津波地震よりも、もっと悪い想定外が実際に起こってしまったということです。ウクライナの侵略も、いや、まさかロシアがウクライナに侵略することはないだろうと誰もが思いましたけれども、現実にああいうことが起きると。こういう、まさに思ってもみないような事態が起こるわけですから、これは、どこまで準備しなくてはいけないのかという問題もありますけれども、やはり、できる限りの準備をしていく必要があると思っておりますので、ここは町長もぜひ危機感を持って進めていただきたいなと思っているところでございます。

最初に頂いた答弁の中でイメージがちょっと湧かなかったのですけれども、具体的に、どのように避難を、全町民を避難させていくというイメージ。今現在、町の避難計画の策定に向けて着手しているということでございますが、現状のシミュレーションで結構ですから、分かりやすい形で避難のイメージをお示しいただきたいと思ひます。

○議長（吉田敏郎）

防災安全課長。

○防災安全課長（小玉直樹）

それでは、お答えさせていただきたいと思ひます。

避難の時期とかシミュレーションという話なのですが、議員の質問にあつたとおり、溶岩流の流出後、町の北部の一部に早ければ5日と8時間後というような状況のシミュレーションでございます。

ただ、町の南部につきましては流出後17日後、18日後という形で、北部と南部では到達時期が異なりますので、現在、町で検討している避難時期については、全町民が一斉に避難するというのではなく、避難者、北部地域から順番に、1つから3つ地区ほどの自治会単位で数日間かけて避難することを考えているということでございます。

避難開始時期につきましては、酒匂川上流部に溶岩流が到達した場合の避難決定ポイントというのを定めまして、そのポイントに溶岩流が到達したら、溶岩流流出後3日後を目安として北部地区の避難を開始して、順次避難していくということを検討している状況でございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

9番、石田議員。

○9番（石田史行）

避難の大体のイメージということをお答えいただきましたけれども、恐らく、はっきりは御答弁がなかったですけれども、自治会ごとに大体、分けて、順次避難をしていくと。確かに、溶岩流が急にだあっと流れてくるわけではありませんから、まずは北部から優先して避難をしていくということでございますけれども。

では、避難する、町外に避難するということは、当然、恐らく西側ではなくて神奈川県東側のほうに避難するイメージかなと思うのですけれども、避難先に関して、県に基本的には主導していただくという御答弁をいただきましたけれども、その辺の具体的な、どこの自治体とは言えないと思いますけれども、水面下で調整されているのであれば、神奈川県の外も含めて、もし、御見解を伺えればと思います。

○議長（吉田敏郎）

防災安全課長。

○防災安全課長（小玉直樹）

それでは、避難先の質問についてお答えしたいと思います。

結論から言いますと、まだ決まっていないというのが現状でございますが、今、考えているのは、町民の負担ですとか避難の容易性を考慮した場合には、開成町により近い県内の自治体への避難を、現在、神奈川県に要望している状況でございます。

こちらについては、うちだけではなく、今回、新たにシミュレーションで示されたほかの6市・町も含めた中で、神奈川県と今、連携を図りながら調整している、検討している段階でございます。町としましては、できるだけ開成町に近い神奈川県内の自治体に町民を避難させたい、このように考えているところでございます。

○議長（吉田敏郎）

9番、石田議員。

○9番（石田史行）

当然、徒歩の避難が原則ですから、開成町に近い県の東側の自治体ということでございますけれども、当然、今回、被害を受けるのは我が開成町だけではなくて、大井町ですとか松田町、山北町というふうに調整が非常に必要になってくると思います。要するに、受入れの避難先の競合というものが予想されるわけでございます。これは、富士山ハザードマップが昨年の3月に改定されて開成町にも来るよということになって、もう、かれこれ1年半たっているわけでございますけれども、いまだに避難先がまだ決まっていないというのは、私、ちょっとのんびりしてしまっているのかなという感じを私は受けるのですが。避難先の確保という意味に関して、もう少し真剣に考えていただきたいなと思っておりますが、御見解を伺いたいと思っております。

○議長（吉田敏郎）

防災安全課長。

○防災安全課長（小玉直樹）

それでは、お答えします。

先ほど冒頭の町長の答弁でもあったのですけれども、現行の富士山火山防災対策協議会で策定している広域避難計画の中では、広域避難者の受入市町村ですとか地域について、既に山梨県と静岡県では示されております。令和4年度中に改定予定の（仮称）避難計画においても、広域避難が必要な神奈川県内市・町について、避難先または避難地域を追加していくことが現在検討されているという形ですので、町独自に先行してというよりは、まずは、この協議会の中で方向性、方針を定めていただいた後に、神奈川県と並行して要望ですとかを調整しながら、どこに避難するかというのは、なるべく早い段階で町も考えているところですが、協議会のほうの避難計画、そちらが出てからという形に順番としては、なってくるのではないかと考えているところでございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

9番、石田議員。

○9番（石田史行）

それは分かるのですけれども、やはり避難先の確保というものは早く明示してあげないと、町民の方も、では、いつ富士山噴火というのは分かりませんけれども、明日、起きるかもしれないし、あるいは1週間後、起きるかもしれないし、本当に、これは、のんびり構えていられないと私は思うのです。

ちょっと厳しいこと言わせていただきますけれども、これは町長に伺いたいのですが、基本、県が調整をすると、していただくと、県に要望するということは分かるのですけれども、やはり町長として避難先を複数確保しておくということが私は大事ではないかなと思っております。町長もよく御存じだと思っておりますけれども、

お隣の山北町さんも、まさに町内避難の可能性というものが不可能という、うちの町と同じですね、全部やられてしまうということでございますけれども、山北の町長さんは、比較して恐縮なのですけれども、もう今年の時点で、まず茨城県の境町さんと災害時応援支援協定を結びました。そして、今年ですか、今年の3月には埼玉県の上野原町さんとも、さらに山北町の町長さんは災害時の応援協定を結ばれております。

私、懇意にしている山北の議員さん、ベテランの議員さんに、どうしてそうなったのかということをお伺いしたのですが、もう完全に、これは担当レベルの、担当課のレベルで動いたわけではなくて、町長自ら様々な会合を通じて首長さんと、まさにトップセールスで直接決めてこられたということでございまして、その議員さんのお話によると、今度、さらに3か所目の避難先を確保するという、神奈川県外にですよ、ということでございます。

そういう意味で、これはちょっとあれな言い方になりますけれども、やはり町長にしっかりと町民の命を守るのだという姿勢をもっと出していただきたいなと思いますので、これは、もう少し町長のリーダーシップの下に、神奈川県のもちろん避難先を確保してもらうのは、これは当然として、さらに神奈川県の外のところへ避難先を町長のリーダーシップで探す努力をぜひしていただきたいなと思いますが、町長の御見解をお伺いします。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

確かに、山北町の様々な災害協定を結んでいるというのは、マスコミを通じて私も理解をしていますけれども、うちの町も北海道幕別と、災害時も含めて、いろいろな友好都市を結んで協力関係はあるのですけれども、なかなか、それ以外のところがまだ見つかっていないと。以前から、災害だけではなくてエネルギー関係も含めて、そういうところの町の規模に合った場所、町を今までも見つけていたのですが、そこまでは行っていなかった。

今回、災害時の協定の話が出ていますけれども、一般的な災害のときの避難と今回の富士山の溶岩流が来た場合の避難とは意味が違うのです。一時的な体育館の避難ではなくて、うちの場合は溶岩流がもし来た場合の避難先を今、県と調整しているわけですが、そうなったら、もう1年、2年では済まない長期的な場所になるわけです。例えば、県でいけば県の町営住宅を借りるとか。そういう場所でない、なかなか、これは難しい。

特に、避難する場合に県内にこだわっているのは、やはり開成町から近いほうが、そういう場合、大事なかなという。その後のことも考えると。ということで、今、県と調整しながら、県内で開成町民の皆さんがちゃんと逃げられる場所を今、確保しようとして努力はしております。

だから、今までの災害時の応援協定の物資のとか、そういうことではなくて、一

時的な避難所でもなくて、さらに、もっと先の住まいとしての避難先をきちんと確保しないと。要は、溶岩流が来たら、もう開成町には帰ってこれない覚悟も必要になってくるわけですので、それは、ほとんど万が一の場合の確率的な話ですけれども、そういう報告が出た以上は、そういう方向で我々は今いろいろな調整を進めているところであります。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

9番、石田議員。

○9番（石田史行）

町長の御見解、伺ったところでございます。確かに、考え方ですかね、かなとは思いますが、どこどこと比較してという言い方もちょっとあれだったかもしれませんけれども、やはり町民の方から避難先の確保について、皆さんは報道を見ますから、山北町の町長さんがそうやってぼんぼんと決めてこれるのを見ると、うちの町の町長さんはどれだけ動いてくれているのかなという、そういう伝わっていない部分、結構、私、御意見をいただくのです。やはり、そういったところを。

町長の考え方として、溶岩流で全部やられた場合には簡単には戻れなくなりますから、もう半分、移住のような形になるわけで、なので、神奈川県内のできるだけ近い自治体に絞っているというような見解で御認識かと思うのですが、それはそれでよしとしましょう。

ただ、私は、幕別さんと災害時応援協定を結んでいるということでございますが、幕別は北海道ですから避難先としては遠過ぎますよね。やはり関東のエリアのところで探す努力ということも、私は、神奈川県との調整も含めて可能な範囲で、できる限りやっていただきたいなど。これは私の要望ですから、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、私、最初の質問の中で、広域避難に関する訓練を行っていかねばいけないということを私、申し上げました。ただ、町民を、今、町がやっている防災訓練というのは、基本、水害ですとか地震ですとか、そういったものを想定しているわけでございますが、富士山噴火によって溶岩流で町民が全部避難しなくてはいけないという避難訓練、これ、言うのは簡単ですけれども、なかなか実施するとなると物すごく大がかりな話になってくると思うのですが、実際、私、全然イメージが湧かないのですが、どういった広域避難の訓練をこれからやっていかれるお考えなのか、お示しをいただきたいと思ひます。

○議長（吉田敏郎）

防災安全課長。

○防災安全課長（小玉直樹）

それでは、お答えします。

事例として、例えば、山梨県なんかというのは、過去に富士吉田市ですとか富士河口湖町など周辺の6自治体などと共同で、溶岩流が市街地に迫っているという想

定で広域避難訓練を行った事例がございます。このときは、住民が約2,000人、それと自家用車約600台という大規模でやって、避難先の25キロから30キロ離れたところを目指した訓練でございました。

開成町の場合には、避難の時期が違うというのを想定しているのですが、こういった形でやるかというのは、まだこれからの話になるのですが、実際にやるためには受入先、避難先である受入先の訓練等も連携した訓練がやはり重要ではないかなと思っています。

そういう意味では、また円滑な避難行動を実現するためには、町民の富士山噴火に対する理解度を含めた上で訓練するというのが重要になってくると思いますので、まずは来週から始まりますまちづくり町民集会をはじめ、あらゆる機会を通じて町民に対して富士山噴火に対する啓発を行っていきたいと思います。

時期につきましては、先ほど来、言っています協議会で策定する仮称ですが避難基本計画や町の避難計画策定後、計画に基づいた広域避難訓練を実施したいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

9番、石田議員。

○9番（石田史行）

広域避難の訓練のイメージみたいなものが頭の中にできてきましたけれども、それは、うちの町単独でできるかという、なかなか難しいところもあって、周辺の市・町と一緒にやるしかないのかなと思ったところでございますが、こういったこともやっていかななくてはいけない。

ちょっと話は変わるのでございますけれども、富士山噴火に関しましては、結構、新聞とかで取り上げられておりますけれども、意外と今、若い方々は新聞を取っていない方が多いものですから、意外に富士山噴火、衝撃的な、私、想定だと思っておりますけれども、意外に若い方に伝わっていないのです。ですから、まちづくり町民集会も若い方がどれだけ来てくれるのか、私、分かりませんが、若い方々にしっかりと富士山噴火の脅威というものを伝えていっていただきたいと思いますが、お示しをいただきたいと思います。

○議長（吉田敏郎）

防災安全課長。

○防災安全課長（小玉直樹）

それでは、お答えします。

先ほど町長答弁であった神奈川県版富士山火山防災マップを神奈川県のほうで作成する、また、町のほうでも防災ガイドを作成して全戸配布するという形を考えていますが、今、言われたように、例えば町のLINE等、SNSを活用した啓発も行って富士山火山に対する周知を図っていききたい、このように考えております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

9番、石田議員。

○9番（石田史行）

若い方への周知というのはなかなか工夫が必要かと思っておりますので、よろしく願いしたいと思っております。

以上によって私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（吉田敏郎）

これで石田議員の一般質問を終了といたします。

続いて8番、山本研一議員、どうぞ。

○8番（山本研一）

おはようございます。8番議員、山本研一です。

通告に基づき、公共施設における省エネの取組について、町の考えを伺います。

気候変動対策として、現在、世界中で温室効果ガス排出量の削減が進められ、日本においても2050年、カーボン排出ゼロ活動を掲げ、開成町もいち早くこの取組に参加したことはよいことだと評価します。町の具体的な取組は、ゼロエネルギーハウス等の導入、既存住宅への創エネ・省エネ・蓄エネ機器の設置、電気自動車への移行や宅配ボックスの導入などに対する助成を推進しています。また、新庁舎は日本初のZEB認証による庁舎として、環境省が行っている気候変動アクション環境大臣表彰において令和3年度の大賞を受賞しました。

ただ、このような温室ガス排出抑制の取組が多く町の民に浸透し、まちぐるみの活動になっているとは言い難いのが現状ではないかと判断します。今後、町民に対し、カーボン排出ゼロ活動の取組に関する啓発を積極的に展開し、活動への理解を得て、まずは日常生活において最も身近なカーボン排出量、カーボン排出ゼロ活動である省エネを多くの町民が実践していくことが重要だと考えます。

そこで、町民に対し省エネを推進するために町も率先して公共施設の省エネを行う必要があると考え、公共施設の省エネの取組に関し、現状と今後の取組方について町の考えを伺います。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

山本議員の御質問にお答えします。

気候変動問題は避けることのできない喫緊の課題であり、町では環境基本計画を策定して様々な取組を進めております。この中で、地球環境との共生を目標の一つとして、公共施設の積極的な節電や太陽光発電の導入など、町が率先して省エネルギーや創エネルギーの取組を進め、町民、企業、行政が一体となった地球温暖化防止に努めております。

では、公共施設における省エネルギーの現状の取組について、お答えをいたします。

開成町では、低炭素社会の構築に向けて、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、町の事務事業に対して開成町地球温暖化対策実行計画・事務事業編を策定し、町の事務事業により排出される温室効果ガスの抑制に取り組んでおります。

公共施設については、この実行計画に基づき省エネルギー化を促進しており、開成幼稚園ではLED照明に整備をいたしました。また、今年度は、文命中学校の教室や廊下、福社会館のトイレでLED照明に交換する整備を進めております。

新庁舎整備においては、様々な省エネルギーや創エネルギーの技術の導入により、日本初のネット・ゼロ・エネルギー・ビルディング庁舎として環境大臣の表彰を受けました。ほかにも先進的、独自性などで評価をいただき、かながわ地球環境賞も受けており、この役場庁舎を起点にSDGs、持続可能な開発目標の実現に向けた取組を展開しております。公共施設の整備に当たって、低層建築物や内装については鉄などより加工に要するエネルギーが少ない木材の利用を促進しており、木材を利用することを基本として循環型社会の形成にも努めております。

次に、公共施設における省エネルギーの今後の進め方について、お答えをいたします。

これからも開成町地球温暖化対策実行計画に基づき、公共建築物も含めた町の事務事業全般について、率先して省エネルギーや創エネルギーの取組を進めていくとともに、取組の成果を検証し、より一層の計画の推進に向けてさらなる努力をしてまいります。

今後の公共施設の整備に当たっては、新庁舎整備で採用した様々な技術を他の公共施設にも反映するように、開成町公共建築物における環境配慮整備指針を今年の4月に策定いたしました。建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律により、新築する延べ床300平方メートル以上の建物ではエネルギー消費性能基準により一定の省エネルギーが義務づけされております。開成町の指針では、国の基準よりさらに20%を削減することや、既存の建物でもできる限り省エネルギーや創エネルギーの技術を導入して、可能な限りZEB、ネット・ゼロ・エネルギー・ビルディングの公共施設の拡大を図っていく考えであります。

現在、町民センター大規模改修工事に向けて、設計業務の委託業者の選定ができたところであります。町民センターは、建築後35年が経過して全体的に老朽化が進行しており、公共建築物における環境配慮整備指針に基づき、現状の施設に合った省エネルギーや創エネルギーの導入を検討していきます。そのほかの既存の公共施設等においても、改修の機会を捉え、環境に優しい施設として整備を進めてまいります。

以上です。よろしくお願いたします。

○議長（吉田敏郎）

8番、山本議員。

○8番（山本研一）

8番、山本です。

それでは、再質問します。

気候変動問題については喫緊の課題という受け止めで、その具体的対策として公共施設の積極的な節電や太陽光発電の導入など、町が率先して取り組み、地球温暖化防止に努めるという町長答弁で町の取組姿勢は分かりました。また、施策を推進するため、対策を推進するために、町では地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき開成町地球温暖化対策実行計画を策定し、率先して省エネや創エネに取り組むとしており、さらに公共施設に関しては開成町公共建築物における環境配慮整備指針を今年の4月に作成したという答弁がございました。実行計画や整備計画を策定して取り組んでいくというのは、大変よいことだと思います。

しかし、立派な計画や指針があっても、そのとおりに推進されなければ意味がないと思いますし、また、環境問題においては世界や国の取組も刻々と変化しているのが現状であり、その変化に対応していかなければならないと思います。私がこの通告を出した頃から、にわかにはこの夏の電力不足が話題になり、6月7日には、政府がこの夏、家庭や企業に対して節電要請を行うという決定が報道されました。町長答弁の冒頭にありましたが、省エネ、節電は、まさに喫緊の課題と言える内容だと考えています。

それでは、具体的な内容の質問をします。

まず初めに、町の主な公共施設の現状について伺います。公共施設の省エネといえば、手っ取り早い具体的な項目の一つに節電があります。そこで、現状認識として、町の公共施設が現在どのぐらいの電気を使っているのか。役場、町民センター、福祉会館、各学校・幼稚園など、主な施設のここ数年の実績を教えてくださいと思いますが、今日は短時間という限られた時間の中ですので、ここでは直近の数字をお示しいただき、ここ数年の推移は後で教えていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（吉田敏郎）

財務課長。

○財務課長（高橋清一）

お答えします。

財務課では、役場庁舎、そして町民センター、これは同一敷地ということで、1つの受電設備において1つのメータで運営しておりますので、こちら、財務課で庁舎及び町民センターについて御回答させていただきます。また、庁舎については太陽光発電設備がございますので、これを除いたいわゆる電力事業者から購入した電力の料金、そしてその量という形の中でそれぞれお答えします。また、購入に当たりましては、電力会社のメータは1つ、そして庁舎の関係等については個別メータがありますので、メータ、個別メータを合わせて推計した数値、そして料金については案分、量については案分させていただくという形で御理解いただければと思います。

それでは、令和3年度、役場庁舎の料金については、年度の年間で444万1、

556円、そして、その量については18万1,254キロワットアワー。続いて、町民センターの料金でございます。444万1,000円、失礼いたしました、町民センターの料金については536万8,123円、そして、その量については21万9,066キロワットアワーでございます。

○議長（吉田敏郎）

福祉介護課長。

○福祉介護課長（奥津亮一）

それでは、福祉介護課で所管をさせていただいております福祉会館について、令和3年度の状況を御報告させていただきます。福祉会館の電気料金、令和3年度電気料金は975万4,475円、使用電力量は36万1,009キロワットアワーでございました。

○議長（吉田敏郎）

参事兼学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（岩本浩二）

続いて、学校関係になります。開成小学校、令和3年度の実績につきましては、18万2,519キロワットアワー、料金は675万7,768円となります。続いて開成南小学校、25万9,398キロワットアワーに対しまして686万2,602円。続いて文命中学校、22万2,784キロワットアワーに対しまして775万9,823円。開成幼稚園、5万6,775キロワットアワーに対しまして209万7,558円ということになります。

○議長（吉田敏郎）

8番、山本議員。

○8番（山本研一）

ありがとうございました。キロワットで言うと、ちょっとぴんどこないですけども、金額では、かなりの金額がかかっているというのがよく理解できたと思います。

それでは、次の実行計画や整備指針について伺います。

整備指針の中に、延べ床面積300平方メートル以上の公共建物の新築、建て替えにおいては、エネルギー消費性能基準、省エネ基準ですが、と比較してマイナス20%以上の一次エネルギー消費量の削減を目指しますとあります。今回、新築し7月に落成式を迎える南小学校区新設学童保育所は、延べ床面積が300平方メートルを超えていたと思いますが、この建物に関しては、予算がかかることを伴うこともありますので、町長はどのような環境配慮を指示されたのでしょうか、伺いたいと思います。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

新しい新庁舎がZEB化、初の認証を受けてということで来ておりますので、さ

らに今年度から、開成町は先進自治体を目指すというふうに考えて様々、進めております。そういった中で、隣の町民センターもそうですし、これから改修するところ、新築するところ、全て環境に配慮したエネルギーに関係した、きちんと、その中で進めていくというふうに考えております。

小さなことでありますけれども、今回の3年ぶりのあじさいまつりにおいても、環境に配慮したエコイベントという基本方針の中で進めておりますので、全てにおいて、開成町においては、これから環境に優しい町を目指していきたいと、その一つの中であると思っております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

8番、山本議員。

○8番（山本研一）

今回の学童保育所については、具体的に、例えば、実行計画書の中には複層ガラスだとか熱反射ガラスの採用、あるいは太陽光とかLEDの使用とかとありますけれども、この辺の具体的な内容はどうでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

財務課長。

○財務課長（高橋清一）

お答えします。

学童建設におきましても、今、議員がおっしゃられたようなことの観点を持ってやっておりますし、また、エネルギーの消費の仕方というところでは、照明に関しては人感センサーとか、そういったものも部分的には取り入れて、できるだけ消費しにくいと、省エネルギーであるというような建物の中でやっているというところでございます。

そして、町長答弁にもございましたとおり、今回は2階建てという形で低層というところでは木造建築。これについては、循環型社会に向けた一つの取組という形の中で、建物全体として、そういった環境に優しいというところで行っているところでございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

8番、山本議員。

○8番（山本研一）

やられたとは思いますが、環境に配慮して、あまりインパクトの強いような内容には聞こえてこないもので、これからいろいろなところを改修するに当たっては、ぜひ、そこを重点にというか、かなり力を入れてぜひやっていただきたい。

もう一つ。これには、公共施設には関係ありませんけれども、今、町長から答弁が出ましたので話をさせていただきたいと思っておりますけれども、今回のあじさいまつり、いろいろ環境に配慮したとおっしゃいましたけれども、私が知る限り、今回、

町が配慮した内容については、もう、どこでもやっているような内容であって、開成町らしさ、開成町はこれを先進的にやったのですよというものについては、決して見受けられたとは理解できない。環境活動をやられている方は、特にそう思ったと思います。そういうこともしっかり受け止めていただきたいということをお伝えしたいと思います。

それでは、次の質問に入りたいと思います。

実行計画の進捗管理について、伺います。燃料種別別の二酸化炭素の排出量と構成比を見ると、ガソリンや灯油・軽油、天然ガスなどと比べて電気の割合は80%以上を占めており、いかに電力の節電が重要なのかというのがよく分かります。その電気について、2016年から24年までの間で4%という削減率が上げられています。目標値というのは、当然、町長の戦略というか、思いが込められて指示された数字だと考えますが、二酸化炭素の構成比で8割を占め、2050年、ゼロカーボンシティを目指している町として、その途中の目標値としては大変重要な4%の数字になると思います。そういう意味で、この4%を町長が決定された根拠を伺いたいと思います。町長に伺います。

○町長（府川裕一）

担当課に答えさせます。

○8番（山本研一）

議長、議長。

○議長（吉田敏郎）

はい。何ですか。

○8番（山本研一）

すみません。この数字というのは、2050年にゼロにするために大変重要な数字だと思うのです。途中経過として。それを、町長が町長の思いを、思いだけでもいいですから聞かせていただけませんか。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

すみません。数値的な根拠は、私、ちょっと今、答えられないので。そういう思いとしては、先ほども言いましたけれども、まず、町が様々なことに対して率先してやっていくと。この新庁舎も、そうです。今度のあじさいまつりも、初めてエコイベントとして取り組んだと。

今、町のことだけではなくて、町民の皆さんに補助金として、県内でも有数の補助率を含めて、様々、自動車ほか様々やっていることも含めて広げていきたいと思っていますので。これは行政だけでできる話ではないので、全町民の皆さんに、山本議員が言われるように、みんな協力していただけるように。皆さんがそれぞれ少しずつ協力していただければ、実現可能だと私は思います。それを率先してまずやっていくのが新庁舎の1つの目玉だと思っていますので、これを広げていくと。そ

ういった中で、事業所にもこれを広げていかないといけない。

この2年間で、開成町の今の現状、どれだけ環境に優しいことをしているのかも含めて、CO₂がどれだけ排出されているのか、そういう調査をまず2年間、きちんとさせていただいて、その中で初めて数値的な目標が掲げられると私は思っていますので、この2年間の環境調査というのがすごく重大になってくると思います。それも一つの一環だと。様々なものを組み合わせながら、少しずつでも前に必ず進んでいくという気持ちで今、行っております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

参事兼環境上下水道課長。

○参事兼環境上下水道課長（井上 新）

山本議員の御質問の中で数値目標の部分がございましたので、私からお答えをさせていただきます。

まず、地球温暖化対策実行計画でございますけれども、議員御質問のところでもございましたけれども、地球温暖化対策の推進に関する法律で策定が義務づけられた計画でございます。こちらの計画策定に当たりましては、平成29年、こちらのほうで決定をさせていただいております。それで、御承知のとおり、ゼロカーボンシティの表明をしたのが昨年、表明をさせていただきまして、2050年問題といたるところを身近に捉えまして、加速的に開成町でもそういった問題に取り組んでいこうという形で計画を推進していこうという形になってございます。

そういった観点から、その時点では、地球温暖化対策実行計画を策定した時点では、そこまでには至っていなかった。そういったところで4%の削減目標といたるところを掲げさせていただいたわけございまして、そういったところは今後の計画については見直しを当然、行っていくという手順になってございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏郎）

8番、山本議員。

○8番（山本研一）

分かりました。どちらかという、前後して先に計画を立てたので4%と。そうならば、もう確実にこの目標はクリアしなくてはいけないと思いますし、どれだけオーバーできるかというのが大きな課題になると思いますので、ぜひ、よろしくお願いしたいと思います。

それから、実行計画の中に、進捗点検の体制については、事務局を環境防災課に置き、総合的な進行管理を行いますと記載がありますが、事務局はどこで、どのくらいの頻度で進捗管理の会議を開催しているのでしょうか。

また、環境問題は今や世界的に大変重要な課題であり、我が国も国を挙げ、県を挙げ、真剣に取り組んでいます。開成町では、以前は環境問題は環境防災課が取り扱い、今は環境上下水道課と、環境を行う部署がたらい回し状態にあるという声も

あります。環境問題を真剣に取り組む気持ちがあるのであれば、街づくり推進課の中に駅前通り線という重要な仕事に対して担当課長を置いている、あるいは子育て健康課の中に担当課長を置いているように、環境についても担当課長を置くぐらいの強い思いが必要だと思いますが、町長、いかがでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

以前にも山本議員から、そういう部署が必要だろうという話はいただいておりますけれども、なかなか小さな町の中で部署をつくるだけの余裕がないというのが実態であります。現実的に、今、様々な担当職員が頑張ってくれて、先週の補正予算でもそうなのですけれども、国からの環境に対する補助制度を取ってきてくれます。数千万円単位ですので、それを実行するには事務的にも相当の人が必要になるというのは、私も今回、特に認識をしておりますので、10月には環境の中に1人、人員を配置しようと考えております。そういう意味で、担当部署ではありませんけれども、今の体制を少し充実させていきたいとは考えております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

8番、山本議員。

○8番（山本研一）

前回聞いたときより、かなり前向きになりました。ぜひ実行していただけるように、よろしくをお願いします。

次に、最後、最後というか、次、時間の問題もありますので。省エネ、節電で一番手っ取り早いのがLED化だと思います。整備指針の中で、省エネルギー、創エネルギーに向けた技術的項目の照明設備においては、照明機器は原則としてLED照明を導入するとの掲載があります。

答弁の最後に、既存の公共施設においても、改修機会を捉えて環境に優しい施設として整備を進めていくと。改修機会を捉えてという、あまり積極的ではないこういう記載がありますけれども、私は、公共施設で、まだLEDになっていないところは、すぐにでも全てLEDに取り替えるべきだと思います。以前、全町の街灯をLEDにしたとき、さすがだなと思いました。これは、もう維持費用も覚悟の上でやられたことだと思います。公共施設も、このぐらいの思いでやったらどうかなと。当然、維持費はかかりますけれども、電気代は安くなりますし、コストパフォーマンスも十分あると思いますが、町長、いかがでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

確かに、そのとおりです。今、計画的に、文中もそうですし幼稚園もそうです、様々な公共施設の修繕・改善が行われていますので、基本的には、やはり、それに

合わせた中できちんと省力化の方向で進めていきたいと思っています。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

8番、山本議員。

○8番（山本研一）

本当は、あと1問したかったのですが、3分ですから。一般質問で公共施設の省エネを通じて気候変動対策について町の考えを確認しましたが、実行計画や整備指針の進捗管理も、それほど明確ではないという私は印象を受けました。推進による専門部署は一応10月に検討いただくということですが、LED化もやはり機会を捉えてというお話であり、開成町の地球変動の対策は、推進計画や整備計画がありながらも、どうもそれほど積極的でないように感じたのが率直な思いです。

今、地球上では、気候変動の影響で干ばつとなり飢餓に苦しんでいたり、大災害に遭遇したり、大変な状況に苦しんでいる方が大勢おられます。開成町には今のところ直接的な害が及んでいる状況ではないかもしれませんが、この美しい地球環境を将来にわたって守っていくため、府川町長にもぜひ環境問題を真剣に考えていただくよう切にお願いして私の質問を終わります。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

これで山本議員の一般質問を終了といたします。

暫時休憩といたします。再開を11時30分とします。

午前11時13分

○議長（吉田敏郎）

再開します。

午前11時30分

○議長（吉田敏郎）

引き続き、一般質問を行います。

10番、井上慎司議員、どうぞ。

○10番（井上慎司）

10番、井上慎司です。

通告に従いまして、質問させていただきます。子どもの健全な成長を守るため、今後のマスク着用生活について伺います。

コロナ禍において、新しい生活様式の推奨により、1日の大半をマスクをつけたまま過ごす生活も2年を超えました。そんな今、マスクの有効性と弊害について真剣に考えるべきであると考えております。特に、学校生活の中での子どものマスク着用については、保護者のみならず、子どもたちを日々見守ってくれている町民の方々からも様々な不安の声が寄せられております。昨今では、マスクの義務を撤廃する国もあり、また、医師や専門家からマスクの長期着用による問題点が多く取り上げられております。

こういったことから、データ分析や根拠に基づく情報と、子どもや保護者をはじめ多くの声を聞いた上で今後の方針を決めていく必要があると考え、次の項目を伺います。1、マスクの有効性と弊害についての認識は。2、マスクの弊害について、子どもや保護者へのヒアリングの実施は。3、本町の園・学校での子どもたちのマスク着用に関する指導内容は。4、どのような条件がそろったとき、子どもたちはマスク生活や黙食から解放されるのでしょうか。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

教育長。

○教育長（井上義文）

井上慎司議員の御質問にお答えいたします。

町立の幼稚園及び学校では、文部科学省が示す新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル等に基づき、学校教育活動における新型コロナウイルス感染症対策に努めております。

1つ目のマスクの有効性と弊害についての認識は、及び2つ目のマスクの弊害について、子どもや保護者へのヒアリングの実施はにつきましては、関連した御質問ですので一括でお答えいたします。

マスクの着用につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染経路を断つための基本的な感染対策の手段として、ガイドラインにおきまして、学校教育活動において、児童・生徒等及び教職員は、身体的距離が十分取れないときにマスクをするべきとされております。学校教育活動におきましては、児童や生徒同士の距離が十分に取れる状況ばかりではないことから、感染予防の観点からマスクの着用を推奨しております。

ただし、息苦しく感じた場合や体育の授業等においてはマスクを着用する必要はないとされており、マスクの脱着につきましては、学校教育活動の対応や児童・生徒の様子などを踏まえ、臨機応変に対応することが大切と考えております。また、児童・生徒等の体調面をはじめ諸事情により、やむを得ずマスクを外した生活を要する場合等には、教育委員会または学校に御相談いただきたいと考えており、能動的にヒアリングを行うことはございません。

3つ目の本町の園・学校での子どものマスク着用に関する指導内容は、についてお答えいたします。

マスクの脱着につきましては、様々な論議がございますが、依然として基本的な感染対策の重要性は変わりなく、引き続き地域の実情に応じて3つの密の回避、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗い等の手・指衛生、換気など、基本的な感染対策の徹底を図ってまいります。

学校教育活動におけるマスクの着用に関する指導内容につきましては、国が示すマスク着用が不要である場面におきましても引き続き慎重な取扱いを行うとともに、

これから気温、湿度、暑さ指数が高くなる中での熱中症リスク対策等と合わせまして、保健指導の観点から児童・生徒、保護者に対しまして必要な情報提供や適切な指導を行ってまいります。

なお、様々な理由によりましてマスクの着用を希望する児童・生徒がいることも承知しておりますので、そのような児童・生徒に対しても適切な配慮を図ってまいります。

4つ目のどのような条件がそろったとき、子どもたちはマスク生活や黙食から解放されるのか、についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症につきましては、現在もなお警戒が必要な状況にあると認識しております。町といたしましても、あらゆる規制や制限がない中で子どもたちが自由な生活を送れる日常が一日でも早く訪れることを願っております。今後におきましても、持続的に開成町の園児、児童・生徒等の学びを保障するため、学校教育活動における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減できるよう努めるとともに、ウィズコロナ時代における学校運営の継続を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（吉田敏郎）

10番、井上慎司議員。

○10番（井上慎司）

10番、井上慎司です。

教育長から一定の御答弁をいただきましたので、順次、再質問をさせていただきます。

マスク着用やワクチン接種などの賛否に関しては、賛否、どちらの考え方に関しても根拠や論証があり、それぞれのエビデンスを掲げてぶつかり合うことは対立や分断を生む原因になると思っております。教育長も私も、開成町で育つ子どもたちの健やかな成長を願う気持ちは完全に一致していること、それは間違いないと確信しておりますので、建設的な議論をさせていただきたいと思っております。

今回の一般質問をするに当たり、子どもたちの登下校を見守る地域の方から、登下校時に暑さで顔を真っ赤にしている子どもたちの様子を心配される声や、保護者の方からも常態化した学校生活でのマスク着用について疑問や不安の声を伺っております。厚労省や文科省の通達や事務連絡の内容も刻々と変化している中で、今回の一般質問を待たずに子どもたちがマスクから解放されることを願っていましたが、いまだ根本的な部分は変わらないようなので詳細を伺っていきたいと思います。

御答弁の冒頭に、新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル等に基づき新型コロナウイルス感染症対策に努めており、基本的な感染症対策の手段として、ガイドラインにおいて、「学校教育活動において、児童・生徒等及び教職員は身体的距離が十分取れないときにマスクをするべき」とされてきましたが、文科省のマニュアルには、この文言の後に、「ただし、夏場は熱中症に十

分注意する」と書かれております。

子どもの健康と生命を守るために、今、一番注意を払うべきは熱中症対策ではないかと思っているところです。連日の本格的な暑さを迎える夏本番より、まだ体が暑さに慣れていない今頃の季節のほうが、不規則な気温上昇によって熱中症にかかりやすいと言われております。文科省の衛生管理マニュアルに基づいた対策を取るのであれば、少しでも暑さや息苦しさを感じたら積極的にマスクを外すことを推奨するべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

教育長。

○教育長（井上義文）

ただいまの御質問、御意見にお答えいたします。

井上議員、おっしゃるとおりです。文科省の通知に基づいて、各学校にはそのような指導をしております。実態としては、子どもたちにそういう指導はしていません。ですが、なかなか外したまらない部分もありますというような現場実態の報告は受けております。

もう1つ、熱中症対策の件ですが、本当に先ほどの省エネの視点からすると大変申し訳ないと思うのですけれども、教室等では、エアコンも使いながら、換気も行いながら、熱中症対策とコロナ対策、同時に行っているという実態がございます。もちろん、運動場で遊ぶ等についてはマスクを外しなさいという指導も行っているというところです。同様に、教育委員会としましても、熱中症対策は、即、命に関わりますので、重視しているところです。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

10番、井上議員。

○10番（井上慎司）

マスク、必要に応じて外すような指導をされているのですが、子どもたちが外したまらない現状があるというお話、御答弁ですが、マスク着用が常態化して2年以上がたって、マスクを外した顔を見られるのが恥ずかしい、こういった子どもの声を複数から聞いております。外すのが恥ずかしいというのも、何か、もうマスクが下着のような、パンツのようなものになってしまっているのではないのかというのをすごく感じています。この状態、状況というのは異常なことであって、これがこのまま続くというのは、正常に戻していくのが大変難しくなっていくのではないかと危惧しているところです。

水着で隠れる部分をプライベートゾーンと言いますが、水着で隠れる部分以外にも口元などもプライベートゾーンとは言われています。ですが、そこは、ふだん覆い隠すものではないのに、今は覆い隠して見せないことが当たり前みたいになっています。そういった部分からも子どもは外したまらないのではないのかなと感じているところなのですが、今後、これが本当に悪化していったときに、「暑いからマ

スク外しなよ」と声をかけたことがセクシュアルハラスメントになりますということだって十分考えられるのではないかと思います。これは、本当に冗談抜きで、このままいったら、そういう社会になってしまうのではないかという部分も大変危惧しているところです。

こういった新型コロナウイルス感染防止とは関係ない理由により、マスクを外さなかったがための熱中症による事故も想定されます。6月10日付の文科省からの事務連絡によると、児童・生徒が熱中症により緊急搬送される事案が確認されており、熱中症は命に関わる重大な問題となりますので、マスクの着用が不要な場面においても、児童・生徒の判断だけに任せず、児童・生徒に対して熱中症の危険性を指導すること、体育の授業、運動部の部活動の活動中、登下校においては特に熱中症のリスクが高いことから、その対策を優先し、マスクを外すよう指導することとあります。これは、マスクを積極的に外すことを推奨するようという文面にも読み取れます。

この事務連絡の内容は、熱中症などの事故が起きないように、自治体レベルでの適切な対応を促す意図があるのではないのでしょうか。これからの指導は、マスク着用を推奨しつつ、必要に応じてマスクを外すのではなく、マスク着用を推奨せず、必要に応じて場面に合わせてマスクをつける、そういった形にシフトしていくべきではないかと考えるのですが、この部分、いかがでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

教育長。

○教育長（井上義文）

ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、熱中症対策の件から先に、WBGTという指数がございます。気温、湿度等を加味して、その測定装置というのがあるのですが、各学校、それを3台程度ずつ配備しております。その指数が一定、大体、指数も度で測るのですが、31度以上は運動注意、あるいは35度以上は運動禁止というような指数になっておりますので、各学校、その指数にのっとり、時折、体育授業も中止したりもしていますし、15分置きに給水タイムを設けたり日陰に入ったりという衛生管理はしているところです。

もう1点ですが、文部科学省の通知の自分で選択できる力というのは、まさにそのとおりなのですが、選択できる力を養っているのが幼稚園、小学校の教育段階というふうに私は思っておりますので、議員おっしゃるように選択できる力というベースづくりをしていると解釈していただきたいなと思っております。

あわせて、文部科学省の通知のその後段には、ただし、距離、相手との距離が離れている、あるいは会話をしないということにおいて、外す必要がないと、外す指導をしてくださいなどというようなこともあります。

外す指導への転換は、もちろん図っているところですがけれども、2年余り、この生活が続いておりますので、保護者も含めて、なかなか一朝一夕にいかない現状が

あるというところでございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

10番、井上議員

○10番（井上慎司）

様々な事情、学校でもあるかと思えます。なかなか指導も思うようにいかないもどかしさを抱えている先生などもおられるのではないかと思います。町内の小学校の児童と保護者へ宛てたプリントの中で、登下校時に人と十分な距離を確保できる場合、会話をほとんど行わない場合は、マスクを外しても「可とする」という文面のプリントが配付されました。「可とする」。これは許可するとか可能とするという意味合いの言葉なのですが、本来、日本においてマスクの着用は義務ではないにもかかわらず、このような表現のプリントが配付されるような環境の中で、子どもたちは自分の考えで適宜マスクを外せるとお考えでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

教育長。

○教育長（井上義文）

ただいまの御質問にお答えします。

保護者宛て文面、「可とする」という表現があったということで。端的な表現として、何でもかんでもつけなくてはいけないと思っていらっしゃる方々に対しての「いいのだよ」という学校の表現だと私は解釈しております。すみません。一般論で言うと、許可制なのかとか、そういうことになるかとは思いますが、保護者の方々を安心させるという意味で、何でもかんでも「ねばならない」ではないのですよと、そういうニュアンスだと思っております。すみません。

○議長（吉田敏郎）

10番、井上議員。

○10番（井上慎司）

どんなニュアンスが含まれているにしろ、受け取った側は、どう、それを読み取るのかというところは、もう、これは一目瞭然なのではないかと思います。こういったところから、同調圧力のような目に見えない空気感が生まれてくるのではないのかなと感じているところです。同調圧力からは、差別やいじめが生まれます。

また、子どもたちは自身の権利に対する知識も乏しく、大人の考えに大きく左右されます。大人の姿を見て学びます。子どもたちが適宜マスクを外しやすい雰囲気をつくるためにも、学校では教職員の皆さんも状況に応じて積極的にマスクを外していくことも大切ではないかと思うのですが、実際、教育現場の指導の形と現状というものをお聞かせください。

○議長（吉田敏郎）

参事兼学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（岩本浩二）

お答えをさせていただきます。

今、子どもたちに限定したお話になっておりますが、そこは国内中、まだ、どこを見渡しても感染症対策が不要となった地域はありません。それに伴って、先ほど教育長答弁でも申し上げたとおり、密の回避ですとか、距離の確保ですとか、マスクの着用というものをまだまだ行っていかななくてはいけないという重要性を我々も認識して指導しているところでございますので、そこはもう状況に応じて。

みんなが「えいや」でマスクを外すような状況が来れば、我々も、それは「マスクをしなくていいよ」、「みんなで外しましょう」という声を整々と上げられるわけですが、まだそういう状況にはございませんので、感染症対策を徹底した中で、そういう可能な限り外すという指導を行っているという状況を御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

10番、井上議員。

○10番（井上慎司）

10番、井上慎司です。

今月に入って、大阪では、体育や部活動では教職員が率先してマスクを外し、子どもたちにも外すよう促すなどして十分な熱中症対策を取るよう、各学校に通知が下りております。その背景には、体育大会での30人にも及ぶ集団での熱中症が起きたからです。こういった事故が起きる前にマスクの着用方針の再検討など対策を講じるべきと考えるのですが、こういった観点から再度、同じ質問をさせていただきます。教職員の方のマスク着用について、今後の方針等、いかがでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

参事兼学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（岩本浩二）

それでは、お答えいたします。

その辺りの部分も、井上議員おっしゃることもあるのだらうと思います。先ほど来、申し上げているとおり、熱中症対策については、徹底した指導と指導を行っていくという環境を教職員にもきちんと伝えておりますし。ただ、一方で、先ほども申し上げましたが、感染症対策の対応もいまだに続けていかななくてはならない状況でございますので、そこは両面、きちんと徹底した指導を今後も継続していくということでございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

10番、井上議員。

○10番（井上慎司）

10番、井上慎司です。

状況等は分かるのですが、大阪のように何か起きた後に慌てて通達を出すとか

がないように、そうならないように、適宜マスクが外せる空気というものをしっかりとつくれるように指導していただきたいと思います。と思っております。

続きまして、小項目3番、本町の園・学校での子どものマスク着用に関する指導内容は、について再質問させていただきます。

御答弁の中で、国が示したマスクの着用が不要である場面においても、引き続き慎重な取扱いを行うとあります。この御答弁からは、国が示したマスクの着用が不要である場面でも、開成町としてはマスク非着用は積極的には推奨しないと読み取れるのですが、開成町としては、できる限りマスク着用の方針というお考えなのでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

参事兼学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（岩本浩二）

お答えをいたします。

3つ目の項目の教育長答弁のとおりでございまして、基本的に、感染症対策の重要性は変わらないという認識の中でマスクの着用を推奨していく、そういう中で感染症対策を図っていくという答弁をさせていただきました。今、言われたとおり、熱中症対策云々というところの指導、そこを徹底するということと合わせて、その認識は全く変わってございません。その感染症対策をなくして熱中症対策をしろということではありませんし、熱中症対策をおろそかにして感染症対策を一方でおろそかにするということではございませんので、両面徹底してやっていくということを今後も継続して行っていきたいと考えています。

○議長（吉田敏郎）

10番、井上議員。

○10番（井上慎司）

それでは、どちらをてんびんにかけるわけでもなく、感染症対策と熱中症対策、同時に重点課題として、しっかりと取り組んでいくという認識を持ってよろしいでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

参事兼学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（岩本浩二）

そのとおりでよろしいかと思えます。

○議長（吉田敏郎）

10番、井上議員。

○10番（井上慎司）

では、同じく小項目3番の中で、様々な理由からマスクの着用を希望する児童・生徒に対しても適切な配慮を図っていくとありますが、この真逆にいる様々な事情をもってマスクをつけたくない、自分はマスクをつけずに学校に行きたいのだ、そういう気持ちを持っている子どもたちに対しての配慮という部分では、どのように

お考えでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

参事兼学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（岩本浩二）

お答えをいたします。

先ほど井上議員からも下着の例を出されて、お話がありましたけれども、様々なお考え、また家庭状況等もございますので、それぞれの諸事情に対して、その辺の配慮を図っていくという意味で御理解いただければと思います。

○議長（吉田敏郎）

10番、井上議員。

○10番（井上慎司）

では、これは学校側に、うちの子はマスクをつけずに登校させたいのだという相談があった場合は、その状況に応じて配慮がいただけるということでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

参事兼学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（岩本浩二）

お答えをいたします。

そもそもマニュアル等で、そういう諸事情がある方の御相談を受け付けて、教育活動において、そういう方がいらっしゃる場合は感染症対策の工夫を図っていくという指導がございますので、そういうマニュアル等に従って、我々としても、今おっしゃるとおり、そういう事情を抱えているお子さんがいらっしゃれば様々な工夫を考えていきたいと思っております。

○議長（吉田敏郎）

10番、井上議員。

○10番（井上慎司）

マスクをつけたくない子が、学校に通うがために学校に行くとマスクをつけさせられてしまうということは、これでないのだなというのが今の御答弁でしっかり確認が取れましたので1つ、安心いたしました。

最後に、小項目4つ目の質問の部分の再質問をさせていただきます。

どのような条件がそろったとき、子どもたちはマスク生活や黙食から解放されるのかという質問に対して、あらゆる規制や制限がない中で子どもたちが学校生活を送れる日常が一日でも早く訪れることを願っているという、何か希望的観測のような御答弁で、質問に対しての答弁としてはそぐわないのかなと思っております。

また、引き続き、持続的に感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減できるよう努め、ウィズコロナ時代における学校運営の継続を図っていく。これはちょっと質問に対して、やはり全体的に明確な御答弁ではないなと感じております。

実際、同じ質問を、子どもたちから真っすぐ見詰められながら同じ質問をされた

と思って、簡潔に御答弁ください。いつ、どのような条件がそろったときに、僕たち、私たちはマスク着用や黙食の学校生活から解放されるのでしょうか。教育長、伺います。

○議長（吉田敏郎）

教育長。

○教育長（井上義文）

ただいまの御質問にお答えいたします。

答弁に非常に苦勞しました。端的に言ってしまえば、安全宣言が出されたときというお答えしかないかなと思ってございます。以上です。収束宣言、あるいは安全宣言。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

10番、井上議員。

○10番（井上慎司）

今、子どもたち、様々な我慢をしながら2年以上過ごしています。教育長に今の質問をしたときに、子どもたちがその答えを聞いたときには、大変がっかりするのではないのかなと思います。同じ質問をされたときに、もっと子どもたちに寄り添った回答ができるように言葉を用意しておいていただけたらなと思います。

町の方針、学校の方針、十分理解できていますが、子どもたちもいつ限界が来るか分かりません。そういったところの御配慮を十分、よろしく願いいたします。

私自身、一般質問をするに当たって、ノーマスクを推奨しているわけではありません。しかし、するもしないも個人の自由であり権利であると考えています。個人の自由と権利を大人は改めて確認をし、子どもたちには自由と権利を知って学んでほしいと願っています。文科省、厚労省も、共にマスクの着用は強制されてはいけなないと公言しています。しかし、様々な現場では義務化され、強要する雰囲気、いわゆる同調圧力が蔓延しています。

長期間にわたる子どもたちのマスク着用によって、熱中症以外にも様々な弊害が懸念されています。一例ですが、マスク着用による低酸素脳症のリスク、表情などの認識障害リスク、鼻呼吸から口呼吸になることでの肺機能と免疫力の低下、しなければならないという心的障害のリスク、ほかにも挙げれば切りがありません。この2年間、大みそかの歌番組、マスクはつけずに歌って踊っているのに学校では合唱は禁止、オリンピックや国際マラソンはやっているのに運動会や部活は中止や制限、こんな一貫性のない基準のために、いつまでも子どもたちに窮屈で息苦しい生活を強いるのでしょうか。

マスクはルールでもマナーでもなく、せきエチケットの一つとして症状があるときに自らの意思でつけばよいものです。健康な人が常時着用したり、他者に強要したりしてはいけません。していない人を指さすことは間違っています。

子どもたちにマスク着用を常態化させてしまったのは、大人の責任です。厚労省

も、屋外ではマスクを適宜外すことを推奨しています。まずは、大人が示していかなければならないのでしょうか。議場の皆さんも傍聴の皆さんもオンラインで視聴されている皆さんも、自分の意思で、自分の考えで、マスクとの関わりを考えていただきたいと思います。と思っています。

最後に、教育長、子どもたちへのメッセージがあれば、よろしく願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

教育長、時間がないので。

○教育長（井上義文）

引き続き、健康に注意して生活していきましょう。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

10番、井上議員。

○10番（井上慎司）

以上で私の一般質問を終わりにします。

○議長（吉田敏郎）

これで井上慎司議員の一般質問を終了といたします。

暫時休憩といたします。再開は13時30分といたします。

午後0時00分

○議長（吉田敏郎）

再開します。

午後1時30分

○議長（吉田敏郎）

引き続き一般質問を行います。

7番、井上三史議員、どうぞ。

○7番（井上三史）

皆さんこんにちは。7番、井上三史です。

本町北部地区の農業政策についてお伺いいたします。

本町北部地区の農業政策において、大きな課題として、農業従事者の高齢化と後継者不足が挙げられます。

このことは、令和4年3月にまとめられた開成町農業の将来のあり方に関するアンケート調査結果報告書において裏づけられました。

町としての農業の担い手対策を早急に検討する必要があります、そこで次の項目についてお伺いいたします。

1つ目、多面的機能支払制度活用の現状と展望について。

2つ目、地元農業従事者との連携の現状と展望について。

3つ目、農地中間管理事業の進捗状況について。

4つ目、本町農業の将来のあり方について。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

井上議員の御質問にお答えをします。

令和2年度に、農業振興地域の農業者を、令和3年度には、農業振興地域以外の農業者を対象にアンケート調査を実施しました。

アンケートの結果、7割の方が、今後も農業を続けていく意向であるとの回答結果を得ました。

それでは1つ目の多面的機能支払制度活用の現状と展望、についてお答えをいたします。開成町では、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律及び開成町多面的機能支払交付金要綱に基づき、平成28年度から農業振興地域の農用地、水路、農道等の環境保全を目的として活動している「あしがらの農地環境を守る会」を支援しております。

この「あしがらの農地環境を守る会」は、農道や水路に面した畦畔など、換地の草刈り、水路の浚渫など、農地の保全といった活動をしております。

令和4年3月現在、173名の会員を有し、岡野、金井島、上延沢、上島の農業振興地域を活動対象としております。

開成町としては、当該団体による農業維持活動の成果として、農業環境の維持管理が図られていることから、今後も国の補助制度を活用し、「あしがらの農地環境を守る会」の活動を支援していきます。

2つ目の地元農業従事者との連携の現状と展望についてお答えをいたします。

農業者から、開成町農業委員会や関係機関を通じ、所管課である産業振興課に様々な要望や相談が寄せられています。要望や相談の内容により、関係機関と調整をして対応しているところで、農業振興地域の農業者については、多面的機能支払交付金制度により支援をしている「あしがらの農地環境を守る会」に入会していただくことで、支援が可能であると考えております。

3つ目の農地中間管理事業推進進捗状況についてお答えをいたします。

農地中間管理事業の実績として、農地の貸し手が、令和2年度は12名、令和3年度は10名、農地の借り手が令和2年度は5名、令和3年度は4名が活用しております。

また、農地の賃貸借契約期間終了後、満了後に再契約する際、農地中間管理事業を活用する方もおられます。農地の貸し手と借り手と間に法的機関である農地中間管理機構が介入することで、借り手への農地配分がしやすくなることから、今後も活用を促していきます。

4つ目の本町の農業の将来のあり方についてお答えをいたします。

令和3年度に農業者を対象として、開成町農業委員会が実施したアンケート調査では、開成町の農業の将来的な課題として、農業従事者の高齢化、後継者問題、遊

休農地の拡大等が挙げられました。

開成町は令和2年度に改定した人・農地プランで、近い将来、農地の貸し手となる農家に対し、今後、地域農業の中心となる経営体に農地を貸し出すことで、農地の集約化を進める計画となっております。

開成町は、水稻中心の農業を継続したいと考える農業者が多く、今後は農地利用の最適化を目指し、町農業委員会とともに、農地の貸し手と借り手のマッチングを推進することで、多様な営農形態による農地保全を図っていきたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（吉田敏郎）

7番、井上三史議員。

○7番（井上三史）

7番、井上三史です。それでは再質問させていただきます。

1点目の多面的機能支払制度活用の現状と展望についてです。

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律は、5年間の時限立法で、現在2期目に入っているが、数年後には期限が来る。3期もこの法律が続くのかどうか気になるところである。この点についてお伺いいたします。

○議長（吉田敏郎）

産業振興課長。

○産業振興課長（熊澤勝己）

農地を有する多面的機能の発揮の促進に関する法律では、廃止という規定はありません。ですので、時限的立法ではないというふうに考えております。

附則の中で、この法律施行5年後を経過した場合において、法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検証を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとするとしております。この附則に基づきまして、令和2年度に行われました点検、検証について活用しているほとんどの都道府県、また市町村が、現法律の制度を高く評価しております。そのため、改定せず、継続を望んでいるという点で、現法律は今後も継続されるというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

7番、井上議員。

○7番（井上三史）

ということは、令和2年度に行われた点検検証した結果、現法法律は継続されるということになり、時限立法ではないという確認でよろしいですね。

確認ですけれども、5年後の令和7年には、点検検証は行われるものなのか。あるいは行われたとしても、現法は継続されるという理解でよろしいのかどうか、その辺、令和7年度のことになりますけれども、そこはどのような見通しでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

産業振興課長。

○産業振興課長（熊澤勝己）

議員の質問にお答えします。

附則でこの法律施行後5年後という形しかありませんので、5年を経過した令和2年に検証した結果、この法律は継続という形を取っておりますので、さらにその5年後に検証するという事はないというふうに考えております。

○議長（吉田敏郎）

7番、井上議員。

○7番（井上三史）

では1回検証した結果で継続するというふうな判断で、この法律はもうそのまま見直しとか点検等はなく、継続されていくという理解でよろしいですか。

○議長（吉田敏郎）

産業振興課長。

○産業振興課長（熊澤勝己）

議員の御質問にお答えします。

令和2年度に検証した結果では、この制度を使っている都道府県市町村のほうは継続を望み、その法律が継続されます。ただ、その中では事務的な機能というところの事務面では改善の余地があるので、順次改善していくようにという提言がされてますので、この辺については、この運用の面で、そういう事務的な軽減とか、そういう部分は行われるというふうに考えております。

○議長（吉田敏郎）

7番、井上議員。

○7番（井上三史）

分かりました、課長の説明で。

私が一番心配していたのは、5年ごとにやるやらないの判断するようにするような時限立法だと解釈していたんですけども、どうもそれが間違いであるということ、法律としてずっと継続されるということが確認できたことでも今日の成果かなと思います。ありがとうございます。

では「あしがらの農地環境を守る会」の会員173名についてお伺いいたします。農振地域の会員と農振地域以外の会員の割合がどのくらいなのか。また、農家と非農家の割合や、農振地域の現時点での加入率はどの程度なのでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

産業振興課長。

○産業振興課長（熊澤勝己）

議員の御質問にお答えします。「あしがらの農地環境を守る会」のほうにつきましては、事務局のほうに確認したところ振興地域内の農地を有する農家の方と振興地域内で耕作されている農家の方が全て会員になっていると聞いております。

またその会員の中で、非農家、土地を持っていても農業をやっておられない方に

については、約15%の方がそういう非農家の方だと回答をいただいております。

また農振地域の加入率につきましては、農振地域の農家の方、また耕作されている方が、開成町だけではなくて、山北町、松田町、また南足柄市、また相続等によって、他県にいられる方等もいますので、この辺の加入率的なものはちょっと把握をしておりません。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

7番、井上議員。

○7番（井上三史）

それでは、農振地域に田畑を持つ農業従事者全員が、「あしがらの農地環境を守る会」に加入しているものではなく、今の話ですと、加入していない方もいるという判断ですね。その数は明確ではないけれども、農振地域の農業従事者が100%この「あしがらの農地環境を守る会」に入っているとは限らないというふうな確認でよろしいですか。

○議長（吉田敏郎）

産業振興課長。

○産業振興課長（熊澤勝己）

議員の質問にお答えします。

議員のおっしゃるとおり、農業振興地域農家の方全てが、今言った「あしがらの農地環境を守る会」に入会していないと聞いております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

7番、井上議員。

○7番（井上三史）

そうしますと、この国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1でもって、資金が確立してくるわけでございますけれども、そうすると加入している、要するに農振地域に田畑を持っている方全員でないとしたならば、予算の枠を広げる意味でも、可能な限りこの会に加入して欲しいよというふうに進めたいところでございますけれども、「あしがらの農地環境を守る会」に入会を促したいときに入会の条件というのはあるのでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

産業振興課長。

○産業振興課長（熊澤勝己）

議員の御質問にお答えします。

「あしがらの農地環境を守る会」の規約を確認したところ、入会に伴う資格条件というものは規定されていません。ですので入会希望の方がいれば誰でも入会できるというふうになっております。

○議長（吉田敏郎）

7番、井上議員。

○7番（井上三史）

そうなりますと、この法律は時限立法ではありませんよ。そして、加入、要するに農振地域に田畑を持っている人が多くなれば多くなるほど、その予算というのはついてくるものだとことを確認しますと、農業の有する多面的機能の発揮に関する法律による支援を受けていく、今後も受けていくとしたならば、この受皿となる「あしがらの農地環境を守る会」に可能な限り合流するということが望ましいという判断がどうもできそうなのですね。となれば、町からも、この点について御理解いただけるよう働きかけることを進めていただきたいところですが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

産業振興課長。

○産業振興課長（熊澤勝己）

町としましても、今活動を後押ししている「あしがらの農地環境を守る会」の中になるべく皆さん入会していただいて、そちらのほうで町としても農家の方の後押しをしていきたいと考えております。

○議長（吉田敏郎）

7番、井上議員。

○7番（井上三史）

ぜひここは一つ大事なポイントにもなるということですので、よろしく願いいたします。

それでは2つ目の地元農業従事者との連携の現状と展望について、再質問いたします。

町内の農業者から開成町農業委員会や関係機関を通じ、産業振興課に様々な要望や相談が寄せられるというような町長答弁がありましたけれども、具体的に大きな相談内容というものは、どんなものがあるのでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

産業振興課長。

○産業振興課長（熊澤勝己）

議員の質問にお答えします。

相談内容につきましては主には、農地転用の問題、また、農地の貸し借りの希望、新規就農の相談、また畦畔や近郊農地等の草刈り、また水道流れる水の水量の問題という様々な問題が寄せられております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

7番、井上議員。

○7番（井上三史）

どれも重要な相談内容だと思いますけれども、中でも私は、畦畔や休耕地等の草刈

り、それから水路を流れる水量の問題、この2点は重要課題なのかなと、その中においても。相談内容の具体的なものを、もう少しこの辺について御説明いただければありがたいのですけれども。

○議長（吉田敏郎）

産業振興課長。

○産業振興課長（熊澤勝己）

では議員の御質問にお答えします。

畦畔、または休耕地等の草刈りにつきましては、やはり休耕地ですと、耕作をしないで畑または水田を休まされている方の雑草が繁茂して、交差点等で見通しが悪い等の苦情等、またその辺の管理をしっかりとしていないのかという中の相談というのは、かなり今あります。

また、水路を流れる水につきましては、やはり水が来ないというのが一番問題になっておりますので、こちらにつきましては水を管理している右岸土地改良区等でまた御相談して、水路の分岐されている堰の管理者とも御相談して、その水の分配の仕方を調整したりという形の中で相談に対して対応させていただいています。

また休耕地につきましては、対応としましては、やはり農地の適正な管理という点がありますので、草刈りをされてない方につきましては、農地を適正に管理してほしいという中で、産業振興課のほうから通知もしくは連絡を取って、管理を促しております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

7番、井上議員。

○7番（井上三史）

確かに相談する側から見れば、今、課長の説明があった内容ですと、何とか親身になって対応しなければいけないなという感じはいたします。でも、それなりにそれに応じて対応しているようでございますので、分かりました。

私のほうからもう1点ほど紹介したい案件があるのですが、北部地域で畦畔や水路の草刈りをしているグループがあります。このグループは、北部エリアを、A、B、Cの3エリアに分けて草刈りをしているのだそうです。町の支援を受けているグループと聞いておりますけれども、年3回草刈りをしていると、例えば、Aから始めて、A、B、Cと3エリアを草刈りを進めていくと、最初にやったAエリアは、もう数か月経っていると、草が元のような形で繁茂してしまっていると。もう一回草刈りができれば、結構違うのだろう、違うのだけだなあというふうな意見を言われるわけでございますけれども、町からの支援ですと、年3回分ですよということで、もう一回できるような支援があれば、非常にいいというふうなことをよく言われる人が多いのですが、この点については、担当課の意見をお伺いしたいと思うのですけれども、いかがでございましょうか。

○議長（吉田敏郎）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（柏木克紀）

ただいまの井上議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

開成町では、公共施設管理派遣業務委託として、北部の農地、水路の際、そして、畦畔の部分の草刈り等を順番に行っているところでございます。

これにつきましては、当然ながら委託ですので、シルバー人材センターのほうに委託をしております。これまでも派遣従事者の方の習熟や技能を上げて、より多くのところを草刈りしていこうと努力をしているところではございますが、これからも、より習熟や技能上げるために機械の導入などを検討しながら、防草シート等を張れる箇所等も含めながら、取組を拡大できればと思っておりますので、今後も考察をしながら、毎年場所の部分は考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

7番、井上議員。

○7番（井上三史）

この辺は北部に住んでいらっしゃる農業従事者にとっては、あと1回できればなあという考えを常に持っておりますので、その辺のところは予算もつくものなので微妙なところはあるわけでございますけれども。

先ほどの話ですけれども、例えば、多面的機能支払制度の受け手となっている「あしがらの農地環境を守る会」とこのグループ、先ほどシルバーということをおっしゃいましたが、私がイメージを持っていたのはシルバーではなくて、北部に在住している方のグループかなというふうに私は思っているところなのですけれども、この方々と合流するということが、非常にいいのではないかと。要するに北部の人たちは時限立法だから、国のつくった法律が切れてしまえば、我々町独自で契約できればということ考えていたようでございますけれども、時限立法ではないということがはっきり先ほどの説明で分かりましたので、これひとつ合流する方向へ進めていったほうがいいのかという判断ができるのですけれども、2つの課でのその辺の話合いについてはいかがでございましょうかね。

○議長（吉田敏郎）

産業振興課長。

○産業振興課長（熊澤勝己）

まず、産業振興課のほうとしましては、やはり「あしがらの農地環境を守る会」の事務を行っている、右岸土地改良区につきましても、会員以外に右岸土地改良区のほうで会員になっている方で、対象になる方につきましても、やはりそういう団体を通じまして、そういう会のほうに入会していただきたいというとは常々言っておりますので、こちらにつきましても、そういう相談等、やはり毎年来ていますので、そういう相談が来たときに、こういう会に入れば、町としても国の制度の中で後押しができるというところ説明して、入会のほうを促していきたいというふうに

考えております。

○議長（吉田敏郎）

7番、井上議員。

○7番（井上三史）

街づくり推進課のほうはどのような見解でしょうか。

○議長（吉田敏郎）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（柏木克紀）

街づくりでは、公共施設等管理業務委託だけでは、当然ながら賄いきれないところを、北部の金井島グループの方に御協力をいただいているところだと思っております。景観的に守っていくために、御協力いただいていることに関しましてはとても感謝しているところでございます。

制度につきましては、産業振興課等と協力しながら皆様とともに歩んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

7番、井上議員。

○7番（井上三史）

もしできましたらこの2つのグループが、やはり1つの国の支援が得られる方向に向いていくのであるならば、町にとっても非常にプラスのほうに作用するのかなとは判断できるのですけども。

もう1つ課題があるのは、南足柄市と北部は隣接しているわけであって、それで南足柄市のほうも、この法律に準じた方向へ一緒になっていくといいなと思うのですけれども、過去、町のほうから南足柄市のほうにも話を進めたという経緯は聞いてはいるけれども、その辺の見通しについては、いかがでしょうかね。これは産業振興課さんのほうですかね。

○議長（吉田敏郎）

産業振興課長。

○産業振興課長（熊澤勝己）

この多面的機能支払制度の活用という中で、やはり先ほども言ったとおり、開成町の農振地域の中でも、南足柄市に住んでおられる方もいらっしゃいます。こういう制度の内容は御存じだという中で、こういうものを活用して、南のほう、同じ水を使って、右岸の水を使っている農地の保全をするということは、南足柄市のほうにも、議員おっしゃるとおり、過去にも何回かお話をさせていただきましたけども、まだその辺で、南足柄市の農家の方たちの集まりの中で、そういうグループを作っていくという機運がまだ高まっていないということは聞いております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

7番、井上議員。

○7番（井上三史）

井上です。

これは地域連携ということでも非常に大切なことですので、せめて考えていく方向性があるのかなと思っております。

時間の関係で、ちょっと別のポイントになるようなところをいきます。

4つ目の項目の、本町の農業の将来のあり方についてでございますけれども、人・農地プランというのが大きなポイントになると思っておりますけれども、そういうわけで、農地の集約化を進めるに当たって、地権者が一番悩んでいるのは、自分の権利が、貸出し手として参加したときに、この辺の権利が守られるのかどうかというのが一番心配してるという声を聞いているわけでございますけれども、この点について残り時間が少ないんですけども、ポイントよく御回答いただければと思うのですけどいかがでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

産業振興課長。

○産業振興課長（熊澤勝己）

議員の質問にお答えします。

人・農地プランにつきましては、農業者との話し合いに基づいて地域の農業のあり方を明確化するという計画になっています。

この人・農地プランの中での農地の集約化の中で、個人の農地の権利というものは尊重されていくというふうになっております。集約の仕方についても、他県の事例を見ましても、所有権は尊重され、その農地の部分、権利についてはあくまでも今現状の農地の所有者が持っているというふうになっております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

7番、井上議員。

○7番（井上三史）

権利が保障されるということであるならば、これから町が、将来の農業の政策を考えていくときに、この集約化というのは、最も大事なところになりますので、貸出し手が、自由に前向きに貸し出しできるような方向に進めば、集約化が進むのではないかなと。ポイントはやはり土地の権利がきちんと保障されているということがあるならば、貸出し手の人にそれを十分よく説明をして、今後の集約を図っていったらどうなのかなと思うのですけども、最後にこの点についてはいかがでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

産業振興課長。

○産業振興課長（熊澤勝己）

集約につきましては、開成町よりも先進的に進んでいる他県市町村の例がありま

すのでそちらのほうの事例を参考に、開成町らしい、そういう集約の仕方を今後検討していきたいと思っております。

○議長（吉田敏郎）

7番、井上議員。

○7番（井上三史）

井上です。

やはりポイントは、多面的機能支払制度に農振地域の方が100%入っていただければ、それだけ予算もついてくるということにもなりますし、また、将来の開成町の農業を考えていったときに、この人・農地プランの中で根幹になるのは、やはり農業に従事している方々の意見をどのように前向きに吸い上げていくのか。この辺最も大事なのかなと考えておりますので、その辺の根幹をしっかり見つめて、北部の農業政策が、開成町にとっても、持続可能なものになるように、今後とも検討していただけたらと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（吉田敏郎）

これで井上三史議員の一般質問を終了とします。

続いて11番、湯川洋治議員、どうぞ。

○11番（湯川洋治）

11番議員、湯川洋治でございます。

通告に従いまして、1項目質問いたします。

神奈川県が所管している橋梁等の管理について問う。

平成26年に開通した足柄紫水大橋は、足柄大橋とともに、足柄地域の経済効果をもたらす交通の大動脈となっておりますが、トレーラーが通過するために足柄紫水大橋西側のジョイント部分及び橋梁のジョイント部分から段差による騒音が発生しております。橋の付近には多くの住宅があり、住民からの苦情の声があります。対策を県に要望すべきであります。

さらに県が管理している栢山頭首工の機械室周辺は、雑木が生い茂っており極めて景観を損ねています。また、立ち入り禁止としているフェンスの金網が老朽化により壊れ、フェンス自体が傾いて危険な状態にあります。サイクリングコース周辺は、草刈り作業が行われ整然としておりますが、この部分だけは放置されたように見えます。

また、タマダイから栢山頭首工付近までの用水路は、水槽の中に萱が茂っており、流れが悪く、ごみ等が詰まっている状態です。自治会要望でも取り上げられましたが、町の回答は、水路は神奈川県の管理と言われておりますが、県は土手の草刈りは実施してはいますが、用水路の整備については過去に実施していないと思われま。早急に要望すべきと考えますが町の見解をお願いします。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

湯川議員の御質問に順次お答えをいたします。

初めに、1つ目の足柄紫水大橋のジョイント部分の騒音についてお答えをします。

ジョイントとは、橋梁のつなぎ目に取り付けて、気温の変化による橋梁の伸縮、車両の通行及び地震に伴う橋梁の変形を吸収し、人や車両が支障なく通行できるようにするための装置であります。

この御指摘のジョイント箇所は、足柄紫水大橋と開成跨線橋をつなぐ部分であると思われませんが、橋を管理する県西土木事務所では、法令で義務化された5年に一度の専門家による点検が、令和2年度に実施をされ、当該ジョイント部分は問題がない結果であると聞いております。

なおこの騒音は、車両がジョイント部分を通過する際の衝突音や、ジョイント部分の溝による空気の破裂音などが考えられます。また、通行する車両の大きさや時間帯によって聞こえ方も変わると思われます。

議員からの御指摘は県西土木事務所に伝えたところであり、今後も地域の意見に耳を傾けながら、具体的な状況を確認した場合には、改めて要望していきたいと考えております。

次に2つ目の栢山頭首工付近の雑木及びフェンスについてお答えいたします。

御指摘内容を施設管理者である県西地域県政総合センターに伝えたところ、堤防にあるサイクリングコースの利用に影響がある場合には、状況を確認の上、対応を検討するとの回答をいただきました。

なお、栢山頭首工の機械室周辺の雑木は、栢山頭首工施設内や堤防における自然木であり、頭首工の河川の管理者が施設を管理する上で支障となる場合には適切に処理するところではありますが、町としては、町が管理するサイクリングコースの維持管理に影響する場合には、速やかに改善を要望するところでもあります。

河川については、自然候補地として可能な限り自然な状態にして、管理することが大事であると考えておりますが、公共施設の維持管理において、景観の観点は大切であると思っており、状況によって必要があれば、施設管理者に要望していきます。

次に3つ目のタマダイから栢山頭首工までの水路についてお答えをいたします。

御指摘の水路は町が管理をしておりますが、酒匂川の河川区域内であり、水路際からは堤防の一部として、河川管理者である県西土木事務所が維持管理を行っております。

県西土木事務所は、堤防について年1回の除草を行っているほか、河川管理上必要な対応を適切に行っております。町としても、その水路に沿って歩道整備しており、歩道の通行で支障がある場合には、適宜対応しているところでもあります。

現状、水路の通水については特に問題がなく、整備を必要とは考えておりませんが、今後も現場を確認し、通水に支障となる萱や、河床の堆積などについては、県西土木事務所と調整・連携し、ホタルの生息地であることも、この水路の適切な維

持管理に努めてまいります。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

11番、湯川議員。

○11番（湯川洋治）

それでは順次、再質問させていただきます。紫水大橋の騒音について、伺いますけれども、答弁では、5年に一度専門家による点検があって、令和2年度に実施したと。ジョイント部分は問題ないということでございますけれども、この点検について、町には何か連絡があるのですか。

○議長（吉田敏郎）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（柏木克紀）

ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

橋の管理につきましては、神奈川県が管理しておりますので点検につきましては、特に報告はいただいております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

11番、湯川議員。

○11番（湯川洋治）

この紫水大橋の西側の陸橋とのジョイント部分でございますけれども、道路が水平ではないのですね。上がって下がっているという部分なのです。中でもトレーラーの車両が、特にコンテナを積載しているトレーラーなのですけれども、これは通過するたびにバウンドして騒音発生させているというのが現状なのです。

私は、段差もそのようなのですけど構造上の問題があるような気がするのですね。車は1年365日、24時間動いていますから、騒音がどのように発生するかは神奈川県の実地の調査を絶対してほしいのですけど、その辺はいかがですか。

○議長（吉田敏郎）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（柏木克紀）

ただいまの質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

該当の伸縮装置、ジョイントにつきましては、紫水大橋を造られたときの最新のものを採用して造られているものでございます。

構造上には、特に見た感じでは問題はないと思っております。ただ、状況等をしっかりと把握していただくということに関しましては、神奈川県の方にお伝えをさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

11番、湯川議員。

○11番（湯川洋治）

今の答弁で、改めてということなのですけれど、私はここでビデオ撮影をしています。騒音が発生する状況のビデオを持っていますので、もし必要であれば、これを提供したいと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、栢山頭首工のフェンスについてお伺ひします。サイクリングコースの利用に影響がある場合は判断ということをございますけれども、フェンスが一部傾いているだけでそんなに大した影響はないのですけれども、上下の部分ですね。これは上流10メートル、下流85メートルの区域が立ち入り禁止になっているのですけれども、この北側、南側のフェンスが穴ぼこだらけなのです。これはトラロープで補修してありますけれども、ここは子どもたちが立ち入る危険性もあるわけですので、これは危険性がありますので、早急に改善を要望していただきたいと思うのですが、いかがですか。

○議長（吉田敏郎）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（柏木克紀）

ただいまの質問にお答えをさせていただきたいと思います。

確かに現状の確認をさせていただいたところ、トラロープ等で補修をしている状況は確認をしております。その状況につきましても、県のほうにはお話をさせていただいております。適切な状況を保ちながら直していきたいというところは考えているみたいですが、予算上の関係もございますので、こちらとしましては修繕が行われるまで、要望はしていきたいなと考えております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

11番、湯川議員。

○11番（湯川洋治）

ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

次に、機械室周辺の雑木について伺ひますけれども、これはほとんど手をつけていないのです。町はきれいな町をうたっている以上、ここだけ、なぜ雑木をそのままにしてあるか。そのすぐ西側には、電線もありますし、電話線もあるのです。それに今かかろうとしているのです。こういう状況は、駅からすぐ近くの建物ですので、あの周辺の雑木は、私は何とかしてほしいと思っています。その辺はいかがですか。

○議長（吉田敏郎）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（柏木克紀）

ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

私のほうも、現状を確認させていただいております。確かに議員のおっしゃるとおり、木が繁茂しまして、電線や電話線に風が吹いたりすると、かかる状況がある

のではないかと懸念はしておりますので、その部分につきましては、県のほうに要望はさせていただきたいと思っております。

管理につきましては、景観も大切などと思っておりますので、併せて県のほうと調整をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

11番、湯川議員。

○11番（湯川洋治）

ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に今回の質問で、一番大きい私の考え方の用水路について、伺ひます。

答弁で、この用水路は町が管理していると。水路際から堤防の一部として河川管理者である県西土木事務所が管理しているということでございますけれども、分かりやすく例えれば、水辺公園は神奈川県が河川管理者で、管理そのものは町がやっているという、そういう考え方でよろしいのでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（柏木克紀）

ただいまの質問にお答えをさせていただきたいと思ひます。

該当の河川につきましては河川区域内として神奈川県の方は指定しております。水路の流れている部分につきましては、開成町の方が管理をしていくというところの区分になっております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

11番、湯川議員。

○11番（湯川洋治）

水路は町ということで、これはっきりしたのでいいのですけれども、町民から見ますと、この河川の管理を誰がしているか。用水路ですね。用水路の管理を誰がしているかというのは、あまり関係ないのですよね。町がしようと、県がしようと。汚れたもの、汚いものは汚い、汚れたものは汚れている。草が生えているものは生えていると言えばいいですから、それを町がしっかり声を聞いてやっていただければありがたいのですけど。この河川横の歩道があるのですね。2メートルの歩道があるのですけれども、ここの中央付近に境界線があるのですけれども、ここが県と町の境界になるということでよろしいのでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（柏木克紀）

ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

境界につきましては、歩道と水路の境が、河川区域との境となっております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

11番、湯川議員。

○11番（湯川洋治）

私、調べたら歩道上に県のマークがあるのですよ。歩道上に、歩道の中央付近にあるんです。今、課長の答弁だと、河川のほうに行ってしまうのですね。それによろしいのですね。

○議長（吉田敏郎）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（柏木克紀）

ただいまの御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

河川区域の部分につきましては、当然ながら場所によっては蛇行をしている箇所もございます。その部分につきましては、開成町の歩道の一部として一応認めていただいているという状況になっているかと思えます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

11番、湯川議員。

○11番（湯川洋治）

この用水路について、自治会要望が令和3年、4年と2年連続で出されているのです。自治会要望の要点を言いますと、やっぱりタマダイから吉田島パレットガーデンの一番館は、酒匂川の水路の草が茂っている。用水路ですね。特に水が濁っているところがあると。これは令和4年度なのですけれども、回答が、要望の水路については、東側は県、西側は町が管理していると。町では2回草刈りをやっている。

県西土木事務所から、県では堤防のり面の草刈りをやっているのと、堤防の異常を発見するために、毎年毎年秋から冬にかけて実施していると。これが令和4年ですね。

令和3年度は、やはり同じようにタマダイからパレットガーデン横の栢山頭首工までの用水路の中に、大量の雑草とごみがあり、美観を損ねていると。初夏にはホタルも多く出るので、あまりの汚さに、早急に対応してほしいと、こういう要望なのです。

ところが、令和3年度の要望は同じように水路は年2回草刈りをやっているのと。東側は県、西側は町と、こういう回答になります。

これ、2回要望が出ているのですけれども、ほとんど回答は同じような回答なのですけど、要するに要望しているのは、水路内の草刈りなのです。草取りなのです。汚れなのです。これを水路の両側の草刈りを要望しているわけではないのですね。水路内の清掃を要望しているのです。

これについては、要するに全然その要望に沿った回答ではないのですよ。要するに町民の方は水路の話をしているのに、町の課題は、右、左の回答なのです。右

の護岸、左の護岸、水路については、何も触れていないのです。

これは自治会要望が出ていますので、現地確認をしていると思うのですが、これは現地確認されていますか。

○議長（吉田敏郎）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（柏木克紀）

ただいまの御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

自治会要望が上がりましたら、自治会長様と一緒に、現地のほうの確認はさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

11番、湯川議員。

○11番（湯川洋治）

多分現地視察というのは、2月か3月、1月、2月、3月頃をやられると思うのですが、その頃は、萱は全部枯れてしまって、全然草が生えていなくて、分からないのです。

ところが今は、真っ青で、水面が見えないのですよ。水面が全く見えない。ここに水路があるのかというぐらい分からないのです。これは申し訳ないのですが、素人では手が出せない。萱が4年も5年も蔓延っていて、根が張っていて、取れないのです。普通の素人は抜けないのです。だからこれは、ぜひ私の町でやっていただきたいと思うのですが、町長、これ、何とかやってくださいよ。お願いできますか。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

河川の部分は町が管理しているので、今の初め、浚渫を地域のクリーンデーでやっていただいている部分がありますけど、それが無理な場合は、町が業者をお願いをして、浚渫をするというような方向でいっていますので、もう一度改めて自治会の皆さんと、また今の現状を管理見ながら、その辺は来年度予算の中できちんと対応していきたいと思います。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

11番、湯川議員。

○11番（湯川洋治）

これは草刈りとか、草取りとか、やはり中には大変な作業を強いるので、なかなかシルバーといっても、簡単にはいかないと思うのですが、現状、その水路の横のお堂の横ですね。町が草刈り作業しているのです。これは何か支障がある場合には、適宜対応していくというような回答だったのですが、これは全然支障な

いですよ、歩くのに。歩道が2メートルもあるのです。これは支障があるから草刈りをやっているのではなくて、あじさいを守るために、あじさいを整備するために私は草刈り作業をされていると思っているのです。

もしそれで適宜対応しているのだとあれば、水路、これ町長、萱が蔓延っているのは50メートルぐらいなのですよ。100メートルも、200メートルも萱が蔓延っているのではなくて、50メートルぐらいなのです。これはぜひ私はお願いしたいと思っているのですけれども、再度お願いします。

○議長（吉田敏郎）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（柏木克紀）

ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

先ほどちょっとお答えが不足しておりましたが、自治会長と現地の確認は11月頃に実施をさせていただいているところでございます。

該当の場所、萱の引き抜き等、環境その部分の環境、ホタルが住んでいるとか、という状況も踏まえながら、また、協議しながら、対応していければと考えております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

11番、湯川議員。

○11番（湯川洋治）

今、課長答弁で、ホタルの話もありましたけれども、やはり町民にとっても、ホタルにとっても、いい環境づくりをしてくださいよ。それでないと、何のためにホタルがいるのか、何のためにきれいにしているのかというのが、全然辻褄が合わなくなってしまうので、やはりきれいな河川ときれいなホタルを見に来てくれるようなまちづくりをお願いします。

これで質問を終わります。

○議長（吉田敏郎）

答弁はいいですか。

○7番（湯川洋治）

はい、結構です。

○議長（吉田敏郎）

これで湯川議員の一般質問を終了といたします。

暫時休憩といたします。再開を14時45分とします。

午後2時20分

○議長（吉田敏郎）

再開します。

午後2時45分

○議長（吉田敏郎）

引き続き一般質問を行います。

2番、佐々木昇議員、どうぞ。

○2番（佐々木 昇）

皆様こんにちは。2番議員佐々木昇でございます。

本日は通告に従いまして、1つの項目について質問させていただきます。

町民に親しまれる公園整備を。

2019年に発生した新型コロナウイルスの感染拡大が長期化し、今後も繰り返して流行する可能性が予想される中で、国は日常生活と新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を両立していくために、新しい生活様式を日常生活に取り入れ始めました。

これによって現在、人々の生活は少しずつ動きだしてきております。その動きが感じられる一つとして、公園を利用している人が増えているように思っております。

近隣の市町では、年齢を問わずにぎわっている公園も見受けられ、このような光景を目にすると、改めて人々にとって、公園の存在が重要なものだとということを実感させられます。

また、それは町の活力が反映されているようにも映っております。

公園には、レクリエーション、防災、環境保全、景観形成など、様々な機能があり、本町もこれまで公園整備に努めてきておりますが、コロナ禍の中にある今、改めて町民に親しまれ、魅力的な公園整備が必要と考え、町の見解をお伺いします。

1、公園を管理する上での課題はあるのか。

2、今後の公園に係る整備改修計画は。

3、利用者のニーズの把握とその対応策は。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

佐々木議員の御質問にお答えします。

開成町ではこれまで、都市計画公園13か所、農村公園10か所の整備を進め、町民の憩いの場を提供してきました。

第五次開成町総合計画前期基本計画では、魅力ある公園づくりの推進を目標として定め、目標達成度を測る指標として、都市公園面積を示し、目標は平成26年度に達成をいたしました。

第五次開成町総合計画後期基本計画では、町民生活に潤いや安らぎを与える公園や緑地の計画的な整備を進めることを基本方針として、公園施設の改修や更新などに取り組んでおります。

町民との協働による公園緑地の維持管理を通して、愛着心と環境美化意識の高揚を図るため、公園ボランティア制度を推進しております。

1つ目の公園を管理する上での課題はあるかについてお答えをいたします。

公園管理の現状について、公園は子どもの遊び場としての機能のほか、地域の交流拠点、災害時の避難場所等の機能を有しており、広く町民の方が安心して利用できるよう、開成町シルバー人材センターや専門業者へ委託し、維持、管理に努めています。

また、平成24年3月から導入した公園ボランティア制度に登録をいただいている13団体と17名の個人の方々や、地元自治会の協力により維持管理、環境美化活動に協力いただいている公園もあり、活動に対して感謝を申し上げます。

次に、公園の管理における問題について、整備から20年以上経過した公園もあり、大きく成長した樹木が公園の空間からはみ出すなど、施設の老朽化が目立ってきております。

公園施設の老朽化に対する費用は増大していく傾向であり、継続的に維持管理していくためには、保守点検の経費や修繕の補修等の経費について、計画的に進めていく必要があると考えております。

次に、2つ目の今後の公園に関する関係する整備改修計画は、についてお答えいたします。

開成町では、自然と調和した潤いのある都市環境を形成し、利便性や快適性の高いまちづくりを進めるため、町内各所に46か所の公園等を整備し、それぞれ目的や用途等により、面積的な規模、周辺環境に合わせて整備を進めてきました。この46か所の公園等には、大型の遊具や水遊びができる親水水路など、それぞれに特徴があります。現時点においては、この46か所の公園等の適切な維持管理に努めており、新たに公園を整備する計画はありません。

施設の老朽化に対しては、適切に改修や更新を進めながら、特色のある公園づくりを進めていきます。

次に3つ目の利用者ニーズの把握とその対応策についてお答えをいたします。

公園に特化した利用者ニーズのアンケート調査を行ったことはありませんが、まちづくり町民集会や毎年の自治会要望等で、公園に関して様々な御意見をいただいております。

御意見や要望の中では、施設や樹木の改善といったハードだけではなく、利用する上でのソフト的なものもあります。

公園は地域の共有財産であり、コミュニティの形成を図る場所で、様々な利用がある中で、一定のルールやマナーが大切であり、必要であれば、啓発看板を設置をし、改善を図っていきます。

今後も様々なご意見をいただきながら、町民生活に潤いや安らぎを与える公園づくりを進めていきます。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

2番、佐々木議員。

○2番（佐々木 昇）

ありがとうございます。町長より一定の答弁をいただきまして、随時再質問させていただきます。

まず、公園を管理する上での課題はあるのかというところで、ちょっと確認的なところで質問させていただきます。

現在、農村公園など自治会が町と協定結んで管理をしている公園がありますけれども、以前こういったところで、高齢化などで人材不足、これが心配されていて、継続していくのが難しくなってくるというようなお話を聞いたことあるのですけれども、この辺について、現在、この辺特に問題というものはないのか、ちょっとその辺の確認をよろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（柏木克紀）

ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

自治会との協定につきましては、10自治会、15か所を実施させていただいております。今の御質問のとおり自治会の負担になっているというところも、声としてはあるのは事実です。

問題等につきましては、お互いに自治会と話し合いながら解決を導いていきたいと考えております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

2番、佐々木議員。

○2番（佐々木 昇）

はい、分かりました、この辺しっかりと関係の方々たちと協議していただいて、できる限りサポート的なところ、町の方でよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして公園ボランティア制度の関係でちょっとお聞かせください。ボランティアさん現在13団体と17名の個人の方たちに登録していただいているということで、毎年協力していただく方が着実に増えており、こちらの取組、答弁聞く限りでは、特にこちら問題や課題はないということで理解させていただきますけれども、こちらからもこれからまだまだボランティアさんの募集を続けていくと思ひますけれども、今後この辺の取組と、あと町がボランティアさんをサポート、この辺もしっかりやっていただきたいと思ひますけれども、この辺で留意していくようなことがあるようでしたら、何かその辺お聞かせください。

○議長（吉田敏郎）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（柏木克紀）

ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

御指摘のとおり、ボランティア制度につきましては、一定程度人数のほう集まって、協力をしていただいているところではございます。

ただ、今のとおり、人数ではまだまだ届かないところも多数あるのではないかと考えておりますので、これからも、ボランティアの方、参加していただけるようにアピールの仕方をしっかりと考えながら、また若い人の住まわれているみなみ自治会等もごさいますので、若い方がもっと関心を持てるような発信をして、ボランティアをより深めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

2番、佐々木議員。

○2番（佐々木 昇）

やはりこちらのほうを皆さんボランティアというところで行っておりますので、しっかりと町のほうでもサポートしていただいて、皆さん気持ちよく活動ができるような体制をつくっていただきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

続いて課題の一つといたしまして維持管理費、こちらの関係が答弁でありましたけれどもその辺りと、次の今後の公園に関係する整備改修計画はと、利用者のニーズ把握とその対応策は、こちらについてちょっと一緒に質問させていただきたいというふうに思います。

まず答弁で、水遊びができる親水水路というようなところの答弁ございましたけれども、まず具体的にこれはどこを指しているのか、ちょっとお聞かせください。

○議長（吉田敏郎）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（柏木克紀）

ただいまの御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

水と触れ合うことができる公園といたしまして、中家村公園、山王供養公園、水辺スポーツ公園、そして、鳥見行公園という箇所が4か所ございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

2番、佐々木議員。

○2番（佐々木 昇）

ありがとうございます。私もこの辺りということでちょっと認識はさせていただいたのですが、その中で、鳥見行公園、こちらの親水水路は整備をされていて、子どもたちも遊びやすくなっているのかなというふうに思っておりますけれども、こちらの利用者さんの声、また評判、この辺で何か把握していることがあれば、ちょっとお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（吉田敏郎）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（柏木克紀）

ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

特にアンケートを聞いたことではないのですが、私が見た限りは、春先から水路を利用されて、お子様連れとかがよく遊んでいらっしやいます。やはり数が多いことから考えますと、評判は良いのではないかと考えております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

2番、佐々木議員。

○2番（佐々木 昇）

ありがとうございます。確かに子どもたちは水遊びがとても好きですね。私が聞いている中でも、やはり評判が非常にいいのです。今後こういった親水水路、他の自治体でも時期になると、こういった親水水路、とてもにぎわっているような状況ありますけれども、本町でも、これもう少し規模が大きい水遊び場を望む声があるのですけれども、これは私も、ぜひそういった場所を整備していただきたいと思えますけれども、町のお考えをお聞かせください。

○議長（吉田敏郎）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（柏木克紀）

ただいまの御質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

水が流れて遊べる水路につきましては、自然の水路が流れている公園と、人工的に造った水路の公園、2通りがございます。ただ、どちらにしても、新たな公園の中に水路を引き込むというような考え方が今の現時点ではございませんし、新たな公園の中で水遊びができる場所、親水公園を造っていくという考え方も、今の時点では考えてはございません。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

2番、佐々木議員。

○2番（佐々木 昇）

現時点では考えてないということですが、ちょっと雑駁な質問になっちゃうかもしれませんが、この辺整備、どのような状況になったときに、町は整備を考えられてもいいのかな、何かその辺の何か、あれがあればちょっとお聞かせください。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

こういう大きな公園を御要望の場合は、やはり総合計画の中にどう位置づけるか。第五次総合計画においては、位置づけをした中で、きちんともうそれは終わったということで、これから今度第六次総合計画をつくります。そういったときに、町民の皆さんにどういうものを、今後の10年、12年後に対して、いろんな期待や要望があるかというのは、アンケート調査を取らせていただきますので、そういった

中で、また改めてそういう要望が多ければ、六次総合計画の中に位置づけをして、中長期の中で実現をしていくという手続になっていくと思います。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

2番、佐々木議員。

○2番（佐々木 昇）

ありがとうございます。現在の、第六次総合計画策定、これからもう入っているのかな、これからだというふうに思いますので、その辺の中で私も住民の方々たちと一緒にそういったお話をさせていただきながら、ちょっとできる限りのことはやっていきたいと思います。

はい、ありがとうございました。

続きまして、ちょっと私気になっているところが、松ノ木河原第一公園のバスケットボールのゴール、これが整備されていた場所があるのですが、これはいろいろと問題があって、バスケットゴールを撤去ということで形になったわけですが、それから数年たちますけれども何の変化も感じられないというところで、私これ以前にも、例えば自転車の練習場などという提案をさせていただいたのですが、それに限らず、せっかくのスペースがあるわけですから、もっと友好的なスペースにするべきといったというふうに考えておりますけれども、その辺の町の考えをお聞かせください。

○議長（吉田敏郎）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（柏木克紀）

ただいまの御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

バスケットボールのコートにつきましては、平成27年度に撤去をしております。確かにおっしゃられるとおり、長い年月がたっているかなと思っております。

ただ、あのバスケットゴールがあります場所につきましては、調整池も兼ねている場所となっております。ですので、今後利用につきましては、しっかりと地元自治会や周辺の町民の方の意見を聞きながら、苦情やマナー違反が起きないような利用状況を研究しながら利活用を検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

2番、佐々木議員。

○2番（佐々木 昇）

前回も、また質問させていただいたときに、そういったような答弁いただいたように思うのですが、今回も地元の方たちと協議をしながら、このスペースの活用方法を考えていくということですので、しっかりとこちらのお話は進めていただきたいというふうに、お願いしたいと思います。

続きまして、利用者のニーズについてですけれども、答弁では、公園に特化した

利用者のニーズ、アンケート、こちら行ってないということでした。町民集会や自治会要望等で公園に関する様々な意見、御要望いただいているということでしたけれども、答弁のとおり、公園に関しては、本当に様々な御意見ございます。

その中で、何が必要なのかしっかりと見極めるためには、できるだけ多くの意見、こういったものも把握する必要があると思っておりますけれども、現在、アンケートなどは行ってないということですが、今後より多くのニーズ、これを把握するために、何か取組を考えているのか、この辺ちょっと少しありきたりな質問になってしまいますので、今後取り組んでいというものだけでなく、こんな取組もある、こんなことも考えられるといったものでもよいので、何か考えられていることがあれば、お聞かせいただきたいと思えます。

○議長（吉田敏郎）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（柏木克紀）

ただいまの御質問にお答えをさせていただきたいと思えます。公園のニーズを捉えるためには、やはり公園を利用されている年代の方々に、本来であればお声を聞くというところが一番いいのかなというところは思っているところでございます。

ですので、これからいろいろな技術が進めば、インターネットを使ってスマートフォンの普及率も考えますと、スマホを活用されている方々、利用された方々の御意見を直接受け入れるようなアンケートの仕方の仕組みを考えていくという時代も来るのではないかなと考えております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

2番、佐々木議員。

○2番（佐々木 昇）

現在、デジタル時代ということでそういったツール、そういったものもたくさん出て、今後来る可能性もありますし、その辺をうまく活用できるようになることを期待しています。

続きまして、これ子どもからの御意見ということですが。公園に時計が欲しいという御意見、これをお聞きします。私もこの辺、利用率が高い公園などには設置してもいいのかなというふうに私は思っております。時間が分からないから、その公園には遊びに行かないというような子どもたちの外遊びへの弊害、こういったところもなりかねないということで、この時計の件を私以前質問させていただいたときに、ちょうど開成駅前第二公園、こちらにある団体さんから、時計、これが贈呈されるというようなタイミングでして、そのときに町の答弁といたしまして、町が受益施設として、既存公園に設置する計画はなく、このような協働の取組の中で設置されることは歓迎したいと考えているということでした。

ちょっと確認させていただきたいのですけれども、その辺の考え方は現在でも変わらないのか、ちょっと確認させてください。

○議長（吉田敏郎）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（柏木克紀）

ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

考え方につきましては現在も変わっておりません。

また付け加えますが、今回、中家村公園にも、株式会社ドクターフェリス様から寄附をいただきまして、時計がつくことになりまして、現在、設置が完了しております。今後も民間の方、事業者さん等含めながら公園の寄附で時計が整備されるように考えていければと考えております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

2番、佐々木議員。

○2番（佐々木 昇）

はい、分かりました。ぜひ、この辺、積極的に町もそういった企業さんたちに、そういう取組などを理解していただいて、寄附、こういったものを募る取組なども進めていっていただきたいというふうに思います。

それで小中学生、こちらの意見聴取はこういった場も、今後、私はぜひ考えていただきたいというふうに思います。結構鋭い意見ではとされるようなこともありますし、また、町政に関心を持っていただけるというようなこともございますので、ぜひこれは公園に限らず、町全体の取組として考えていっていただきたいと思しますのでよろしく願いいたします。

続きまして、今後、公園を管理していく上で重要になってくるのが経費というところでしたけれども、これも私以前質問させていただきましたけれども、民間さんの力、これを借りる取組で、ネーミングライツ、命名権というような制度、これの活用ですけれども、以前の答弁では検討するという御答弁をいただいたところでございますけれども、現在、国内でも野球場など、大型スポーツ施設で自治体さんでも、この取組かなり制度活用されているところが増えてきておりますけれども、改めてこのネーミングライツ、こちらへの導入の考えを、本町としての考えをお聞かせください。

○議長（吉田敏郎）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（柏木克紀）

ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

ネーミングライツにつきましては、当然ながら先進的に導入された自治体のホームページ等を確認しますと、メリットが大きいところを確認できます。やはりその中では、維持管理の経費という部分は大きな効果があるのではないかと考えております。やはり自治体の負担を減らしながら、また、参入をしていただきました企業の側にとっても、宣伝効果が高いイメージアップにつながって、両方にとっても大き

なメリットがあると考えておりますので、とてもネーミングライツを導入するには関心を持っているところではございます。ですので、導入につきましては、しっかりと研究を重ねて対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

2番、佐々木議員。

○2番（佐々木 昇）

今後、私はこういった民間さんの協力をいただくという取組もいろいろな意味で重要になってくると思いますので、ぜひ、これ前向きに研究進めていていただいて、取組のほうにもつなげていていただきたいというふうに思います。

ちょっと時間あります。もう1つ、民間さんの活力を生かす制度として、パークPFI制度というものがございます。これはかなり規模がでかくて、開成町でも公園として限定されるようなところになってしまうかもしれませんけれども、せっかくですので、この辺の制度の活用についても町の考えをお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（吉田敏郎）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（柏木克紀）

ただいまの御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

パークPFI公募設置管理制度というものですが、とても関心がある内容だなど思っておりますが、やはりこちらの公募設置管理制度の枠組みにおいて、公募対象の公園施設として設置するものも、当然ながらございます。

ですので、今の時点で早急に何か考えていこうというところではなく、今後、町として公園の利用状況で集客の見込み等を踏まえながら、さらなる研究が必要ではないかなと考えております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

2番、佐々木議員。

○2番（佐々木 昇）

私もこの辺の取組については、早急にというようなところもございませんので、しっかりと今後研究はしていただきたいなというふうに思います。

最後に、町長にお伺いをしたいと思っておりますけれども、本町の公園の多くは、整備されてから年数が経っております。

この間に、公園を取り巻く環境や、利用者のニーズ、これもかなり変わってきております。ぜひ利用者のニーズを的確に捉えて、いつでも町民に親しまれ、魅力ある公園の整備運用に積極的に取り組んでいただきたいと思っておりますけれども、御答弁のほうよろしく願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

公園というのは、大変重要な、町民の皆さんにとって憩いの場でもありますし、また、小さなお子さんから年配の方まで、特に最近では中央公園などは健康器具なども置いて、年配の方も利用できるような工夫はさせていただいておりますけども、数的には開成町の中、たくさんの公園がありますけどそれぞれ役割があると思いますので、そういうことをきちんと把握しながら、効率的に上手く公園を管理する、また新たな公園を造るならそれなりのことを考えながら、きちんとやっていきたいと思っています。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

2番、佐々木議員。

○2番（佐々木 昇）

ありがとうございました。今後の公園の方に期待いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（吉田敏郎）

これで佐々木議員の一般質問を終了といたします。

しばらくお待ちください。

引き続き一般質問を行います。

続いて1番、下山千津子議員、どうぞ。

○1番（下山千津子）

皆様こんにちは、1番議員、下山千津子でございます。

通告に従いまして、北部地域のさらなる活性化への質問をさせていただきます。

開成町や観光マップに、小さくともキラリと輝くあじさいのまちと紹介されております。

観光面では、3月に瀬戸屋敷で開催されます「開成町瀬戸屋敷ひなまつり」、6月に5,000株のあじさいが東京ドーム約3.6個分の広大な水田地帯に映える「開成町あじさいまつり」、9月に町内随所で開催される「開成町阿波おどり」が町の三大イベントとされ、そのうちの2つが北部地域で開催されております。

人口が増えている中、全ての町民に自然豊かな水と緑が調和した北部地域を改めて知っていただき、活性化へつなげるべきと考えます。

一方、毎週日曜日に開成駅東口駅前で開催され、好評な「マルシェ」の関係者にお聞きしたところ、もう少し広い会場で新たな試みを取り組んでみたいとの声がありました。

このような食の地産地消をはじめとする生産者と消費者をつなぎ、経済循環を拡大することがとても重要だと考え、次の点について伺います。

1問目、北部地域の活性化に向けて経済循環の促進策をどのようにお考えでしょうか。

2 問目、これまでの具体的な取組と今後の展望は。

以上、質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

下山議員の御質問にお答えします。

1 つ目の北部地域の活性化に向けて経済循環の促進策をどのように考えるか、についてお答えします。

北部地域の活性化に向け、令和 2 年 9 月に北部交流拠点施設をオープンいたしました。この交流拠点施設では、北部地域を中心とした農家が生産した農産物を販売するとともに、開成町の野菜のおいしさを知っていただくため、地元野菜の調理法を紹介しております。

このような取組が販売促進につながり、北部地域の活性化と経済循環を生み出すと考えております。

また、瀬戸屋敷の指定管理者等を中心に、民間企業のノウハウを生かした、各種事業を企画、実施することで、北部地域の活性化を進めております。

2 つ目のこれまでの具体的な取組と今後の展望は、についてお答えをいたします。

先ほど述べましたように、ハード面では、瀬戸屋敷に北部交流拠点施設の整備及び駐車場の整備を実施することで、瀬戸屋敷の魅力向上と機能強化を図りました。

ソフト面では、開成町あじさいまつり、瀬戸屋敷ひなまつりを開催し、多くの方々に足を運んでいただくことで、北部地域のよさを感じる機会を提供しております。

また、開成町農業委員会が中心となり、北部地域で米栽培体験学習塾を実施することで、農と触れ合う機会を作っております。今年は 5 月 29 日（日）に実施され、町内外から 137 名が参加して田植えを行いました。

経済循環としては、北部交流拠点施設のほか、北部地域で活動している団体を中心に、農産物等を販売する「マルシェかいせい」が開成駅前第二公園で毎週日曜日に開催されております。

また北部地域へのアクセスという点では、今年度中に瀬戸屋敷周辺道路の歩道整備が施工されることから、人の動きが活発となり、観光面にプラスの効果が生じると考えております。

開成町としては、約 2 年間、新型コロナウイルス感染症により自粛していた各種イベントを開催していく方針であり、北部地域においても、各イベントにおける経済循環が進むとともに、北部の魅力を発信していく機会であると考えております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

1 番、下山議員。

○1 番（下山千津子）

一定の答弁をいただきましたので、再質問をいたします。

1 問目の北部地域の活性化に向けて経済循環の促進策をどのようにお考えですか。ですが、北部の交流拠点の「ハッコ」については、町ホームページでも「アトリエハッコ」は、発酵と旬野菜をテーマにした開成町のおいしさ発信ショップとし、「押し野菜」やオリジナル発酵食品、おいしい体験を用意しています。と紹介されております。ロゴデザインや写真を見ても、とてもおしゃれで、センスよくPRされていると感じます。

しかし、残念なことにコロナ禍の影響で思うような展開が難しく、期待された来場者の足もままならない状況が続いておりましたが、3年ぶりに開催されましたあじさいまつりの際には大変多くのお客様が訪れ、ほっとしました。

そこで改めてお尋ねいたしますが、この拠点施設に地場産の野菜などを提供されている農家は現在何件あり、また、出店に当たってはどのようなシステムになっているかをお聞きいたします。

○議長（吉田敏郎）

産業振興課長。

○産業振興課長（熊澤勝己）

議員の御質問にお答えします。

現在アトリエハッコへの野菜を納めている農家につきましては、13件でございます。では、出店はどのようになっているかといいますと、農家と指定管理者と契約をいたしました。そして、その契約に基づき、販売については販売手数料を指定管理者に支払うような形になっております。町内農家につきましては販売価格の20%、町外農家につきましては25%の手数料を支払うような形で野菜のほうの販売をしております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

1番、下山議員。

○1番（下山千津子）

ただいまの御答弁で、出店者が大変少ないと思われました。

北部地域の岡野、金井島で、農家数は、私が平成30年に仲間数人と地元に入りまして調査を行ったときは、岡野では24件、金井島では71件、合計で95件の農家がありました。4年前ですので減ってはいると思いますが、それでも13件は少ないと思います。

以前の質問のときもお話ししましたが、北部地域を整備した一番の理由は、地元の皆さんが生きがいを持って農作物を作って、お元気に暮らしていただきたいとの思いから、北部地域は整備されたと聞いております。

町は出店者が少ない理由をどのように分析されておりますでしょうか、お聞きいたします。

○議長（吉田敏郎）

産業振興課長。

○産業振興課長（熊澤勝己）

議員の御質問にお答えします。

交流拠点に野菜を納めている農家が13件ということで、少ないという御意見ですけれども、実際、農家の方たちで、野菜を作っている方、またそちらを販売して収入を得ている農家の方たちが、全体の農家の方々の割合としても少ないためと町のほうは考えております。

基本的には水稲、お米を作っている農家が主で、野菜に関しては自分たちで消費する分を作っておられる農家が大多数ということで、野菜を作っただけのところに納めていられる農家数が思った以上に少ないのではないかと町としては分析しております。

○議長（吉田敏郎）

1番、下山議員。

○1番（下山千津子）

ただいまの御答弁で手数料が20%ということで、今現在は消費税が10%の中で、出店手数料が20%は、私の感覚からしましたら高いのではないかなというふうには思いましたので、質問させていただきました。

野菜農家よりもお米を作っている農家が多いということで理解をいたしました。それでは次の質問にさせていただきます。

指定管理者と出店者との間で、定期的な協議などの場がありますか。また、町はどのような関わり方をしているのかお聞きいたします。

○議長（吉田敏郎）

産業振興課長。

○産業振興課長（熊澤勝己）

ハッコを運営しています指定管理者と出店者との定期的な協議の場というのは設けていません。各農家と指定管理者が、出荷できる農作物の種類や数量等の話し合いにつきましては日々行っていて、その調整を行っているということです。

町では四半期ごとにその報告を受け、必要に応じて指定管理者と協議を重ねています。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

1番、下山議員。

○1番（下山千津子）

今の御答弁で、3か月ごとに報告を受けて必要に応じて、指定管理者と協議をしております、と御答弁をいただきましたが、具体的な内容はどんなものでございましょうか。

○議長（吉田敏郎）

産業振興課長。

○産業振興課長（熊澤勝己）

昨年1年間の中での大きな問題点としましては、やはり野菜という部分では時期的に出荷量が多くなる時期と、やはり少なく時期というものがあります。特に冬場の時期には、野菜というものが出荷する農家の方が少なくなっているという部分で、そちらの野菜が出荷できない時期の補填になるものを何かないのか。またその辺の冬場に作っていただけるような野菜を農家の人たちに、指定管理者のほうからお声をかけて作ってもらえないかというのが昨年の課題になっております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

1番、下山議員。

○1番（下山千津子）

今の答弁で補填を、少ない野菜の中から補填のお野菜を出店していただくというのですが、具体的にはその場合の解決策としては、補填の野菜をお野菜とはどういったものを提供していただきましたでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

産業振興課長。

○産業振興課長（熊澤勝己）

昨年のところでは冬場という形ですけども、野菜ではないのですけども、果樹系のみかんとか、そういう冬場に収穫できるものを納めていただける農家の方にお声をかけて出店等をしている状況でございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

1番、下山議員。

○1番（下山千津子）

町はこれまで地元をはじめ、関係団体などとの協議を重ねて、北部地域の活性化の核の一つとして、観光客や町民に向けてこのような販売ブースを設けたわけですが、最初に描いていたコンセプトとは大分違った形になっているのではないかなというふうに私は何度も訪れて感じております。

以前は、ふるさとドーム館前で、いわゆる里の市という名前で、町内の婦人会経験者や婦人会の方が交代で来られるお客様にお茶を振る舞ったりして、和気あいあいのおもてなしをして、北部地域の活性化の一端を担っていただいております。

南足柄市にできた道の駅でございますが、オープン間なしに行ったときは、私の経験でございますが、どこにでもある道の駅的雰囲気でしたが、なぜかいつも賑わっており、不思議に思い、再度訪れました。思わず手を出してしまいたくなるような日用品の数々と、店内のディスプレイもとてもおしゃれでした。若い友人数人と行ったのでございますが、「また来たいね」と言っております。そのような工夫をハッコでもできたらいいのではないかなと思います。

「アトリエハッコ」は、規模は違いますが、北部交流拠点でも創意工夫をされ、また買いにいきたいと思ってもらえるような品物を扱ったりして、北部地域の活性

化につながれたらいいなと思っております。ぜひ、南足柄市の道の駅を参考にすることを提案いたしますが、いかがでございましょうか。

○議長（吉田敏郎）

産業振興課長。

○産業振興課長（熊澤勝己）

議員おっしゃったとおり、道の駅につきましてはその状況とか、また指定管理者のほうも把握して、どういう展示物とか展示品があるかという部分は、日々見ております。

ただ、道の駅とでは「アトリエハッコ」の売り場の面積、また立地条件等も違ってきています。道の駅と同じというわけでは、やはりお客様については道の駅と同じではないかというような御意見が出てくるというような考え方の中で、やはり道の駅とは差別化を図らなければいけないのかなという方向で現在指定管理者のほうとしても品ぞろえ、また展示方法について検討しています。一部陳列方法などは道の駅を参考に、いろいろ創意工夫をしているところでございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

1番、下山議員。

○1番（下山千津子）

創意工夫をされているというような、努力をされているということでございますが、私も関心がありますので、北部地域に関しましては。ですので時々お邪魔しまして、上延沢の御夫人の方たちと行ったときの会話でございますが、口をそろえておっしゃった言葉は、一度行けばよいところだということを皆さんが異口同音におっしゃっておりましたので、瀬戸屋敷はみんなの我が家がコンセプトでございますので、運営もそうあってほしいなと思います。

ぜひ努力をしていただいて、皆さんが足を運ぶ、運べるようなハッコにしていただければありがたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

今、質問でよろしいですか。

○1番（下山千津子）

はい。

○議長（吉田敏郎）

よろしく願いしますで、今終わってしまったので、何か質問。

○1番（下山千津子）

では、結構です。

では、次に、2問目の質問をさせていただきます。

これまでの具体的な取組と今後の展開について、再質問をさせていただきます。

○議長（吉田敏郎）

質問をどうぞ。

○1番（下山千津子）

今、質問したんですけど。

○議長（吉田敏郎）

1番、下山議員、どうぞ。

○1番（下山千津子）

では、これまでの具体的な取組と今後の展開について、再質問をさせていただきます。

ハード面として、瀬戸屋敷の駐車場の拡大と交流拠点施設の整備により、交流拠点としての機能強化が図られたとの御答弁でございましたが、そこまで導く経路としての県道怒田開成小田原線の拡幅整備が全く進んでいないと思います。

瀬戸屋敷周辺の歩道整備は、今年度中に整備されるとのことでございますが、以前から課題となっております四ツ角交差点から瀬戸屋敷までの区間について、本線の拡幅工事後の今後の予定はどうなっておりますでしょうか、お聞きいたします。

○議長（吉田敏郎）

下山議員、通告とちょっと違う質問になると思うのですがけれども。

お答えできますか。

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（柏木克紀）

道路ということですので、街づくり推進課のほうでお答えをさせていただきたいと思っております。

対象地につきましては、県道怒田、県道の整備になりますが、昨年用地交渉が瀬戸屋敷から瀬戸酒造の間、終わっておりますので、7月から事務のほうを進めて、クエンチの工事につきましては、秋口から今年度中に完了するというので県のほうから話は聞いております。

また、延沢地区につきましては、自治会との地元の合意形成がなかなか進んでいないというところから、全町的に整備されるのは未定ですということとなっております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

1番、下山議員。

○1番（下山千津子）

最初の町長の御答弁で、ハード面の御答弁をいただいたときに、瀬戸屋敷に北部交流拠点施設の整備と駐車場の整備を実施し、瀬戸屋敷の魅力向上と機能強化を図っておりますという御答弁をいただいたので、道路のことをお聞きいたしました。

それでは、県道なので県に要望をしていると。地元の合意形成がなかなか得られないと、なので進まないということでしたが、瀬戸屋敷の駐車場を整備されておりますが、あそこには大型バス3台の駐車場も完備されて、普通車が60台ということでお聞きしております。

そういった面でも、やはり大型バスが県道720号線を安全に瀬戸屋敷まで行っていただくためには、早急に県に要望をすべきだと考えますが、開成町から合庁まで、5分とかからないところにありますので、何回もお願いに行くということではできないですか。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

今、下山議員が言われるのは、マックスバリューから瀬戸屋敷の間の話だと思いますけれども、基本的には、今、瀬戸屋敷から酒造店の上のほうを今、これから先ほど課長が言いましたけど、今年度中には全部拡幅工事が終わるところまで来ました。ここが終わった後、今度下に行くという県のほうの考え方だそうなので、まずここが終わらない限りは、先ほど下山議員が言われたところには、先に進みませんので、まずここを先に完了させて、それから下の道路拡幅に行くという方向ではもう決まっております。

それがいつかという時期が今予算的な考えも含めて、県のほうでまだ確定はしておりませんが、そういう流れはもう県の土木とはできておりますので、それは今度早急にするためには、まず上を確実に進めるとというのが第1段階、その第2段階になるとは、また改めて県に対して予算請求も含めて、きちんと活動をしていきたいと思っています。今でもやっておりますけども、もちろん。

○議長（吉田敏郎）

1番、下山議員。

○1番（下山千津子）

具体的な御答弁でいただきまして、理解をいたしました。ぜひ瀬戸屋敷北部地域の活性化のためには、720号線、道路整備が安全に行かれるような道路整備をしていただきたいと思います。

それでハッコのちょっとお話をさせていただきたいのですが、開成町では1件ほど和菓子屋さんがあったのでございますが、その和菓子屋さんがお店を閉じられて、開成町独自のお菓子とか、そういったものがございません。

開成町は開成町ブランド認定産品といたしまして、平成28年2月ごろから実証されておりまして、開成弥一芋とか、里芋焼酎やいちろうとか、いろいろと町民の皆さんが努力されて、製品ができております。

そういったものを、開成町独自のものを、ハッコでお作りになるということは、いかがでしょうか。作らなくてもあそこの店で扱う商品として、私たち議員は、県外視察などに行きますと、よく御当地のお菓子とか、お茶で接客を受けるわけですが、現在開成町ではそういったお店が見当たらないというふうに感じておりますので、開成町の特産品を利用して、そういったお店屋さんを作ってもらって、開成町ブランド認定品をそういうハッコでいつでも買えるということをお考えになるというのはいかがでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

産業振興課長。

○産業振興課長（熊澤勝己）

ブランド認定ということで、私のほうから議員の御質問にお答えします。

議員では、開成町独自のお土産になるようなブランド品、お菓子系をということで、お話があったとおり、産業振興課のほうとしましても、町のブランド認定につきましては、先般ほかの議員からの質問がありましたとおり、まず今までブランド認定のPRが少ないのではないかなというような御意見もありました。これについて町としましても、まずブランド認定が昨年度1件もなかったというような反省点を踏まえながら、では今後、町のブランド品をどういうふうな形の認定基準にしていくのかというところの御意見を伝えております。

やはり町の独自のブランドということで、安定的に数量がちゃんと出て、品質が保たれるようなものというところのブランド認定を今後どうしていくのかという部分が、まず1点あると思います。

また、それに伴って、町独自の和菓子とか、そういうお菓子系のブランド品というものについては、こちらにつきましては、やはりいろいろな団体ともそういうものできないかという中で、今話合いをさせていただいているところでございます。そういうものができれば、「アトリエハッコ」のほうにも指定管理者と協議をして、常に置けるような形で話を進めて、協議をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

1番、下山議員。

○1番（下山千津子）

希望的な御答弁をいただきまして、よろしく願いいたします。

それで食べ物だけではなくて、今までの開成町ブランド認定品には、開成の開運風車というものも認定されております。風車も、今は材料がとてもおしゃれで、ただ無地の風車の材料ではなくて、とてもおしゃれな柄の風車もありますので、そういったものを常時開成町の風車ですよというふうに扱ったらどうかなというふうに思います。いかがでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

産業振興課長。

○産業振興課長（熊澤勝己）

貴重な御意見ありがとうございました。こちらにつきましても、開成風車を制作している団体と話し合っ、定期的に安定的にそういうものが納められるか等を協議した中で、もしそれが可能であれば、指定管理者のほうとも協議を進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

1 番、下山議員。

○1 番（下山千津子）

近隣の町ですが、大井町なのですけれどもスイーツでまちおこしということで、フェイジョアという果物が認定されておりまして、フェイジョアを使ったようかんとか、フェイジョアを入れ込んだパンを作っているとか、そうやって町おこしをされております。

開成町でも、弥一芋が認定されておりますので、弥一芋を使ったクッキーとか、そういったものを皆さんで考案していただきまして、ぜひ開成町のブランド品を瀬戸屋敷のハッコで扱っていただいて、賑わいをしていただけたらありがたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

質問でいいですか。

○1 番（下山千津子）

はい。

○議長（吉田敏郎）

産業振興課長。

○産業振興課長（熊澤勝己）

議員のほうの質問にお答えします。

先ほども言われたとおり、開成町独自のお菓子というところで、弥一芋を使ったお菓子などを作ったらどうだということでもありますので、こちらにつきましても、それを作っていただけるような会社等があれば、ぜひそういうところを協力してもらえればと思っております。そちらにつきましては、今後いろいろ町の商工振興会、また商工会、また、飲食店組合などともいろいろ協議した中で作っていただける会社等があれば、そういったところで協力を仰いで、独自のブランドにという形の中で認定していければ、そういう認定をして、置いていければというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

1 番、下山議員。

○1 番（下山千津子）

希望の持てる御答弁いただきましてありがとうございます。

これで、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（吉田敏郎）

これで1 番、下山千津子議員の一般質問を終了といたします。

暫時休憩といたします。再開を1 6 時とします。

午後3 時4 4 分

○議長（吉田敏郎）

再開します。

午後 4 時 0 0 分

○議長（吉田敏郎）

引き続き一般質問を行います。

3 番、武井正広議員、どうぞ。

○3 番（武井正広）

3 番、武井正広です。本日、最後の一般質問になります。

本町の子育て環境の整備について Part 2。

本町は、令和 2 年国勢調査で人口増加率県内 1 位、年少人口割合も高く県内 1 位である。この勢いを継続させていくためには、子育て環境を整え、子育て世代を支えていくことがとても重要である。前回 3 月の一般質問では、保育所の受入れ体制や放課後児童クラブについて質問しました。今回は、もう一方の幼児教育の要である町立開成幼稚園について質問します。ここ数年は、大規模改修や 3 年間教育の開始、支援員の増員など、教育環境を整えてきました。しかし県内最大規模の 210 人を超える状況では、新たな課題もあると考えます。

例えば、登園降園時のバス利用を制限せざるを得ない現状や、空き教室がなくどろぐり会館の活用で対応している現状があります。また最近では、園児の運動時の安全性の確保、体力向上等の教育上のメリットがある園庭の芝生化を要望する声もあります。このような状況を改善し、さらに質を高め、安全安心に子育てができる環境を整えることは、今後も人口増加が見込まれる本町のまちづくりにとっても極めて重要であると考え、次のことを問います。

- 1、登園降園時の送迎バス利用拡大の考えは。
- 2、幼稚園周辺の安全対策の課題は。
- 3、どろぐり会館を幼稚園教育で活用していくために必要な改修は。
- 4、園庭の芝生化を行う考えは。

よろしく申し上げます。

○議長（吉田敏郎）

教育長。

○教育長（井上義文）

武井議員の御質問にお答えいたします。

1 つ目の登園降園時の送迎バス利用拡大の考えは、についてお答えいたします。

開成幼稚園における登園降園時のバス利用につきましては、幼稚園を中心として半径 1 キロメートル圏内にお住まいの園児には、適正な保育時間を確保するために、効率的なバスの運行を行う必要があることなどの理由から、バスの利用を御遠慮いただいております。

現在の運行につきましては、町所有の 2 台のバスを使用し、各バス 1 時間以内の登園降園を目安とする運行計画に基づきまして、地域ごとに利便性のよい場所に停留所を設定し、幼稚園教諭が同乗した上で実施しております。

現在の運行内容に加えて、利用対象者や運行台数を拡大増加することは、園での様々な対応や同行する教職員数をさらに要することとなり、保育の質の低下を招くおそれもあることから、これまでどおりの方法で実施していきたいと考えております。

2つ目の、幼稚園周辺の安全対策の課題は、についてお答えいたします。

開成町の子どもたちが事故や事件に巻き込まれることを予防するため、平成17年度から開成町学校地域安全推進委員会を組織し、自治会や関係団体をはじめ、多くの町民の皆さんの御協力により、子どもたちの安全・安心を町ぐるみで守っていただいております。

具体的な対応例として、警察、県西土木事務所、園、学校、町による合同点検チームを設置し、登下校指導や地域要望等の活動を通じて抽出した危険箇所情報などによる現地調査を実施し、様々な目線で現地の安全状況を確認した上で、対策実施の優先順位づけや、関係機関への要望活動、予算措置など、安全対策の実現に向けた取組を進めております。

課題としては、合同点検チームとして各関係機関に御協力いただき、子どもたちの安全確保、危険箇所解消に向けて真摯に取り組んでいただいておりますが、県や警察などの所管箇所におきましては、全県的な規模での予算状況や優先順位等に照らした上で結論を出されることから、場所や条件により実現までに相応の時間を要する場合があることが挙げられ、町では粘り強い要望活動の展開が必要となることがあります。

3つ目のどんぐり会館を幼稚園教育で活用していくために必要な改修は、及び4つ目の園庭の芝生化を行う考えは、の質問につきましては、関連がありますので一括でお答えさせていただきます。

開成幼稚園施設及び附帯施設等の整備改修につきましては、開成町の将来像や近隣エリア全体の人口動態、少子化等の状況を踏まえ、将来的な町の教育環境の在り方等を方向づけた上で、総合的かつ計画的に実施することが肝要であると考えております。

部分的な改修にとどまらず、次期開成町総合計画の策定に向けて、将来にふさわしい幼稚園及び施設の在り方を協議し、それに応じた実施方法や、実施範囲、時期等について計画に位置づけていきたいと考えております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（吉田敏郎）

3番、武井議員。

○3番（武井正広）

3番、武井です。一定の答弁をいただきましたので再質問をいたします。

1つ目の登園降園時の送迎バス利用拡大の考えは、についてなのですが、今の答弁では考えていないということですね。今回の問題、一つだけ言えることはサービスが低下したということです。これに対してはどのように考えられてますでしょうか

か。

○議長（吉田敏郎）

教育長。

○教育長（井上義文）

ただいまの御質問にお答えいたします。幼稚園のサービスが低下したという御感想、御意見になろうかと思うのですが、私はそうとは考えていません。

確かに通園バスで幼稚園に登園することのないお子さんたちもいらっしゃいます。しかし、ではそれによって幼稚園の教育の質が低下しているのか、というふうな観点からしますと、開成幼稚園の教育の質は上がっているというふうに思っております。

もうちょっと言わせていただくと、県内でも珍しく養護の先生を配置したり、3歳児教育が始まってからは生活支援員を、議員の皆様方にもお認めいただいて大勢配置させていただいたり、恐らく目に見えない部分だろうかと思いますのでここであえて紹介させていただきましたが、そういうところでの質は、一層向上しているのかなというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

3番、武井議員。

○3番（武井正広）

幼稚園の質は上がっている。養護・支援員を配置しているのは県内でもあまりないと。それは認識しています。やはり県内最大ですし、「教育のまち かいせい」とする中で、今まで開成町が幼稚園にも力を入れてきたことは十分に承知しております。

ただ、バスの送迎ということに関してはサービスが低下していることは間違いないと思います。

保護者の方からもお話を伺っておりますが、私が話を伺った保護者の方々から、送迎バスについてはこのような話をされ、要望されていることがあります。

紹介します。「遠方であっても、地域によってバスが利用できない園児もいます。車で送り迎えすることもあります。車がない人は苦勞を伴います。また、バスはお金を徴収していないため、徒歩になる人の中には、不公平感を味わうことがあります。全員が公平なバス利用のため、バス利用できない人は減額するとか、もしくは利用者から徴収するなどの工夫も必要ではないですか」というような意見も聞いております。現実としてこのような要望がありますが、公平なバス利用を検討していただけないでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

参事兼学校教育長。

○参事兼学校教育長（岩本浩二）

それではお答えをさせていただきます。

様々な保護者からの御意見を頂戴しましてありがとうございます。

今、お話の中にもございましたとおり、今、バス利用の方については、無料でバスの送迎をさせていただいているという状況でございます。

今、お話の中にもございました通り受益者負担の観点から言いますと、徴収を考える時期も必要なのかなというふうな認識を改めていたしましたので、相対的に送迎バスの在り方というようなものを改めて将来的に考えてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

3番、武井議員。

○3番（武井正広）

最初の答弁ですと、取り付く島もないような形でこのままなのかなと思いましたがけれども、様々な観点からやはり公平なバス利用、サービス低下しないような形で検討していただきたいなと本当に思います。

先ほど教育長がおっしゃられたように、養護の先生だとか、支援員だとか、手厚くしていることは分かります。ただ、もっともっと上を目指していただきたい、もっともっと選ばれる幼稚園を目指していただきたいと思います。ぜひ様々な考えていただきたいと思います。

それで大丈夫ですね。今の参事からの答弁ですと。

○議長（吉田敏郎）

参事兼学校教育長。

○参事兼学校教育長（岩本浩二）

繰り返しになりますが、サービスが低下したという認識はしてございません。

先ほど申し上げましたとおり、バスの送迎につきましても、受益者負担等の在り方を改めて見直していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

3番、武井議員。

○3番（武井正広）

はい、分かりました。様々な観点でよい方向にしていきたいと思います。

続きまして2つ目の幼稚園周辺の安全対策の課題について、質問させていただきます。

これも先ほどの答弁ですと、しっかり対策しているけれども、県とか、警察とか、管轄が違うところもあるから、時間がかかるものもあるというように受け取りました。

送迎バスは、先ほどの言い方をすればサービス低下して、歩く範囲が広がったと。基本的には歩く距離が半径1キロになったと当然認識しているんですけども、まずそれならば、徒歩登園の方の安全を今まで以上にちゃんと考えていただきたいと思います。

とこまで持ってきたということだけは報告をさせていただきます。

細部は担当課長に説明させます。

○議長（吉田敏郎）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（柏木克紀）

ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

開成みなみ地区の横断歩道、全部のか所、30か所ございました。範囲につきましては、開成みなみ通りにおいては、源氏橋から下中丸橋まで開成中央通りにつきましては、どんぐり会館、今、言われましたどんぐり会館から交差点の部分まで調査をさせていただき、写真のほうは撮らせていただいたところですよ。

多くの箇所は薄くなっておりまして、中には当然ながら視認性があるものもございました。種別ごとに分けさせていただいて、町長にお話しいただいたとおり、要望させていただいたところ、緊急性があつて、中央通りやみなみ通りに面しているところにつきましては6月から9月の間に実施をしていただき、それ以外の南部の中の区画の中では今年度中に実施をするというところで御回答をいただいたところですよ。

以上となります。

○議長（吉田敏郎）

3番、武井議員。

○3番（武井正広）

ようやくきれいにはっきりして、安全性上がるということで、これはよかったです。9月までということで期待しております。ありがとうございます。

それからもう1個、横断歩道に関して、どんぐり会館前についてちょっと質問させていただくのですが、徒歩通園をお願いしている以上、私はどんぐり会館前にも横断歩道は必要ではないのかなと思います。地元の牛島自治会からもあの場所に横断歩道が必要と要望は上がっております。牛島自治会で以前調査しても、あの場所は朝や夕方、かなりの大人や中高生が渡っているそうです。幼稚園の保護者からは毎日大人たちが渡っている姿を見て、園児たちが真似をしないか心配ですと話されていきました。

横断歩道と横断歩道の間は100メートル離れていることが原則ということはお分かります。あそこは70メートルだそうです。しかし、学校や幼稚園などがある場合は、例外で設置できると聞いています。これも町が県に要望したけれども、駄目でしたという返答があつたことは理解していますが、園児に半径1キロ歩けと言っているのですから、やはり設置が必要ではないかと思うのですけれども、町長いかがでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

その件については自治会要望から出て、私も認識しています。

しかし、警察の言うほうが、私はどうなのか、正しいのかなという。あまりにも近い横断歩道がある場合のほうが、危険性が増すと。それを安全にするには、信号をつけない限りは、安全な横断歩道には私はならないと。中途半端に横断歩道をつけることによって、事故が起きる可能性のほうが私は高いのかなと。

そう考えると、やはり地域の人には申し訳ないですけども、すぐ近くに横断歩道、これから新しく塗装もしていただきますので、そちらを回っていただくと。やはり子どもの見本となる大人がそれをきちんとしていく。確かにちょっと遠回りになる可能性高いですけども、それは大人としてやっていくことが大事なのかなというふうに私は認識しています。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

3番、武井議員。

○3番（武井正広）

分かりました。町長は警察が今言っていることが正しいのだと。遠回りしてでもきれいにするから渡ってくれということですね。今回は分かりました、そういうことであれば。

ただ今後に向けて、やはり県内最大の幼稚園であるわけですから、ぜひ努力をしていていただきたいなと思います。

それでは時間も30分しかありませんので次の質問に移りますが、3つ目のどんぐり会館を幼稚園教育で活用していくために必要な改修は、と4つ目の園庭芝生化について一緒に答弁されておりました。答弁を私が受けるには、計画的に考えることが大切なので改修が必要であっても第六次総合計画で検討していくというふうに認識しました。

昨年9月の同僚議員の一般質問で、どんぐり会館での学童が7月に移った場合、それ以降どう活用するのですかという話があったときに、当時の答弁は「雨天時などの天候によっては、クラスの部屋にいなければいけない状況が生まれることがあります。園としては雨天時での活動場所として利用することが可能なので、開成南小学校に学童施設が完成後には施設を開成幼稚園児の活動場所として活用することを検討したいと考えています」、こう言われました。

そしてそのとき教育長は、「私としては教育としてしっかり使っていきたい」とおっしゃられておりました。私も大賛成です。幼稚園は至近距離にあるわけですから、積極的に活用していただきたいです。

しかし、そのためにはまず2階の体育室、夏がめちやくちや暑いそうです。エアコンの設置は必要ではないでしょうか。雨漏りもします。雨漏りは、先日の答弁で何千万もというお話もありました。まずエアコンとか設置する必要があるのではないのでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

参事兼学校教育課長。

○参事兼学校教育長（岩本浩二）

お答えをさせていただきます。

確かに言われるとおり、前回の一般質問の答弁でそのような形でお答えをさせていただいております。ただ空き教室については、今1部屋空き教室があるような状況で、そちらのほうを活用して預かり保育等を実施しているというような状況がございまして、南部コミュニティセンターにつきましては、雨天時のタイプと、あと卒園式、入園式等の式典関係、それとPTAの会合等を中心に使っているというような状況でございます。

体育施設として、体育の運動時間に南部コミュニティセンターの体育室を使うということに当たっての空調が必要かどうかというようなお話でございますけれども、その辺も含めて、町全体の公共施設の考え方との整合を図りながら今後検討していきたいと考えております。

○議長（吉田敏郎）

3番、武井議員。

○3番（武井正広）

今のところは雨天時、それから卒園式、PTA関係ということですが、これはもっと活用していいよという話になれば、いくらでも活用できるのだと思うのですね。そもそも210人もいるのですから、もう歩いて本当に至近距離なわけですから、もっと積極的な活用していくような形に持っていくことが必要ではないかと思っておりますけれども、教育長いかがでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

教育長。

○教育長（井上義文）

御指名を受けましたのでお答えいたします。実はもうコロナ対策の関係で、学年でまとまってできるというようなことはございません。よって南コミを使って、クラスごとの活動等もうかなり行っているのが現状であります。ただし、園児がいる時間帯に限りということで、放課後以降は一般への貸出等も行っておりますので、園児がいる時間帯は通常の活用でも行っています。

特に、発表会という言葉ではないのですが、表現活動、保護者が入るとか、人数、大勢さん入るようなときは、南コミは、大いに活用させていただいています。これもまた開成町の特徴で、非常に豊かな教育環境を与えていただいていると、恵まれているなというふうに思っております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

3番、武井議員。

○3番（武井正広）

既にコロナも含めて、もう活用し始めていると、教育長からおっしゃられました。

ですから、これでしたら7月以降、午後の学童ですけれども、より活用していただいて、暑い夏、第六次総合計画と言わずに、なんとか涼しい環境で、体育室を使っただけのようにエアコン等も考えていただきたいと思います。仮設でもレンタルでもいろいろあると思います。答弁は要りませんが、ぜひ検討してください。

時間もありませんので、最後の園庭の芝生化についてです。現在の園庭は、水はけが悪くなると、なかなか回復しないというふうに聞いております。これも改善が必要だと思います。芝生化、緑化は、園児の運動時の安全性の確保や体力向上等の教育上のメリットもあります。

ここにいる皆さんも、緑のきれいな芝の上というのは気持ちよくないですか。つい走ったり、寝転がったりしますよね。子どもたちもっと喜ぶますよ。

最近の芝生化は、緑化は、手間維持があまりかからないそうです。イニシャルコストもかなり安いです。散水は、地面に管を通してほぼ自動、お掃除ロボットのような芝刈り機、春先、雑草が出てきてもそのままだそうです。夏になれば夏芝が強くなってきれいになるそうです。

小田原市では、公立幼稚園5園は全て園庭緑化をしています。

もう1個サイドブックスの中に、資料の写真を参考に添付しております。本当にきれいなのですね。ぜひ開成幼稚園にも、園庭緑化していただきたいと思いますが、教育長いかがでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

教育長。

○教育長（井上義文）

ただいまの芝生化についてお答えいたします。

ただいま議員がおっしゃったように、緑化という観点ならば芝生ということも発想にあらうかと思えます。あるいはほこり除け、美観という観点からは、はたから見れば、芝生とっていいなというふうに思っておりますが、私、教育長としては、園庭の全てを芝生化するつもりはありません。一部素足コーナーとかということで、一部が芝生というのがあります。芝生というのは転びます。危険な部分もあります。そちらも兼ねて考えておきたい。あの泥んこも味あわせたい、幼児教育とは何ぞやというところに関わります。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

3番、武井議員。

○3番（武井正広）

分かりました。全面はしないけれども、一部なら考えるということですので、ぜひ検討してください。

最後になります。子どもの教育非常に大切です。幼児教育、本当大切です。三つ子の魂100までです。ぜひ選ばれる開成幼稚園を作っていきましょう。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（吉田敏郎）

これで武井議員の一般質問を終了いたします。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会をします。

皆様、大変お疲れさまでした。

午後４時３０分 散会

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証する。

開成町議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員